## 市政改革基本方針 総括表(5年間の取組成果)

## 【①マネジメント改革】

|   | 題                         | 具体的取組                          | 取組目標  | 5年間の取組成果   | 主な実績  |  |  |
|---|---------------------------|--------------------------------|---|--|---|--|--|
| I | 財務リストラクチャリング              |                                |   |  |   |  |  |
| 1 | 身の丈に合わ<br>せた経常経費<br>の圧縮   | ①経常経費の2割削減<br>(当面5年間で900億円の削減) | (1)5年間で、人件費と経常的施策経費及び管理費の合計額について 2割削減(約▲900億円)を図る (2)市民に理解を得られる市政改革を進め、一層の行政コストの圧縮や、各種補助金等、市民サービスのあり方についての検討を行う                                 | 削減額 ▲927 億円 (達成率 103%) ・人件費削減額:▲544 億円 ・物件費削減額:▲383 億円  「経費削減の取組」により、経費・職員数の削減など数値目標の達成をめざして各項目の取組を推進するとともに、「事務事業総点検」により、全ての事務事業[3,174事業]について、ゼロベースから点検・精査し、新たな市政改革にむけた議論につな | 5 ヵ年削減額:▲927億円、達成率 103%<br>(5 ヵ年累計効果額:▲2,713億円)<br>・「経費削減の取組」<br>(20年度とりまとめ、21・22年度実施)<br>・「事務事業総点検」<br>(21年11月中間とりまとめ)   |  |  |
| 2 | 新手法による<br>投資的経費の<br>追加的圧縮 | ①新規事業から維持管理への公共事業の転換           | 新手法を導入し、新たな視点から見直す。即ち、今後の公共事業は、新規事業重視から効率的な維持管理中心へと質的転換を図る。具体的には別途ガイドラインを定め、維持管理等を中心に、真に必要なものだけを行い、5年間で▲1,100億円の事業額の圧縮を図る。(削減率は5年間で▲25%(年率▲5%)) | げることができた。<br>削減額 ▲1,502 億円 (達成率 137%)<br>事業・制度の収束や集中化、公共工事コスト縮減などの公共工事等の抑制により、<br>目標額を約 400 億円上回り、財政収支の悪化に一定の歯止めをかけることができた。  | 5 ヵ年削減額:▲1,502 億円、達成率 137%<br>(5 ヵ年累計効果額:▲4,812 億円)<br>・「経費削減の取組」<br>(20 年度とりまとめ、21・22 年度実施)<br>・「事務事業総点検」<br>(21 年 11 月中間とりまとめ)<br>・「市設建築物耐震改修計画」を策定<br>(20 年 3 月)<br>・橋梁点検、予防保全型維持管理の実施 |  |  |
|   |                           | ②民間企業や NPO 等の活用                | ①により事業対象を精査した上でなお、必要性が認められる事業について、地域、<br>民間企業や NPO など、本市以外の主体が出来ないか代替策を検討・実施し、事業費の<br>圧縮を行う   | PFIの導入など民間企業との協働による事業展開を図ることにより、施設整備等における事業コスト削減効果が得られた。 (例)「津守下水処理場消化ガス発電設備整備」でのPFI導入効果: 20 年間で 17.6 億円のコスト削減効果を見込む。  | (21年4月) ・阿倍野再開発事業において「特定建築者制度」を導入し事業実施(18年3月) ・PFI事業にて「津守下水処理場消化ガス発電設備整備」を実施(19年9月) ・総合医療センターが所管する隣接施設に定期建物賃貸借により民間医療法人が事業主体となりPET施設を設置(20年4月)  |  |  |

| 課題        | 具体的取組   | 取組目標   | 5年間の取組成果  | 主な実績   |
|-----------|---|--|---|--|
|           | ③需給予測・コスト計算等の精査<br>による質・規模の見直し<br>④公募型競争入札等によるコスト | 本市の事業実施が必要と認められる事業について、質や規模など、内容を精査することにより、事業費の圧縮を行う過去の同様の事業の評価などを基に、質や規模など、事業内容を見直す電子入札の導入による工事コストの低減や公募型競争入札の一層の拡大による  | 公共工事の総合的コスト縮減に取り組み、「大阪市公共工事コスト縮減にかかる<br>実施方針」に掲げた目標値である、15 年度<br>比10%のコスト削減を達成できた。<br>事後審査型制限付一般競争入札の拡大<br>による競争性の向上等により、落札率の引  | ・「大阪市公共工事コスト縮減にかかる実施<br>方針(16 年 3 月策定)」に基づき、公共<br>工事のコスト縮減を推進し、21 年 2 月に<br>削減実績(15 年度比 10.1%削減)を公表<br>・公募型指名競争入札の適用範囲の拡大                              |
|           | の圧縮   | 減や公募型競争人札の一層の拡大による<br>競争性の促進による入札価格の引き下げ<br>などで、事業費の圧縮を行う  | による競争性の同工等により、落れ率の引き下げ効果が得られ、事業費の圧縮につながった。  ・工事請負契約の落札率 18 年度 86.8%  →22 年度 83.8%   | (18年6月) ・事後審査型制限付一般競争入札を導入 (18年6月) ・電子入札の原則全件適用(19年8月) ・事後審査型制限付一般競争入札の原則全 件適用(20年10月)   |
| 3 特別会計の改革 | ①特別会計・一般会計の区分の見直し                                 | 特別会計設置当初との状況の変化、事業の実態に応じて、特別会計・一般会計の区分の見直しを行い、事業の会計状況の管理等を効率化する (1) 特別会計制度設置の趣旨と現状の乖離、民間での事業の実施状況など、時代の変化に応じて特別会計の区分を見直し、事業実態を明確化する (2) 特別会計について収支状況や民間での事業の実施状況を勘案して、特別会計での存続の意義・必要性が薄れたものについて、事業の民営化、一般会計化、廃止などを検討する (3) 事業実態の明確化を図るため、市営住宅など収入のある一般会計の事業について、事業分析を行い、特別会計化の可能性について 17 年度中に結論を出す | 特別会計設置当初との社会状況の変化と事業の実態に応じた、特別会計・一般会計の区分の見直し検討を行った。 夢洲土地造成事業について、一般会計から港営事業会計に移行することにより、事業収支の明確化を図ることができた。 また、特別会計改革の一環として、市民病院事業会計を地方公営企業法全部適用へ移行することにより、独立した企業体として医療環境等の変化に迅速に対応する効率的な運営ができるようになった。 | ・第5回市政改革オープンフォーラムにおいて、会計区分の見直し検討状況を報告(18年10月) ・食肉市場事業会計について、中長期的課題についての実施計画を策定(20年3月) ・夢洲土地造成事業を一般会計から港営事業会計へ移行(20年3月) ・市民病院事業会計を地方公営企業法全部適用へ移行(21年4月) |
|           | ②特別会計管理システムの確立                                    | 財政運営の効率化と会計内容の明確化<br>を図るため、特別会計を一元的に管理する<br>(1)管理体制の構築<br>各局が個々に管理してきた会計を統一<br>的、一元的に管理する体制を構築する   | 公営・準公営企業会計において、財務状況、生産性の観点から経営分析を行い、他都市と健全性や効率性等の比較を行うことにより、事業の経営課題を明らかにし、事業の改善につなげた。   | <ul><li>・「経営指標策定に関するガイドライン」を<br/>策定(19年3月)</li><li>・ガイドラインに基づき設定した経営指標<br/>をもとに行った経営分析結果を公表<br/>(19年9月)</li></ul>                                      |

| 課 | 題 | 具体的取組                 | 取組目標  | 5年間の取組成果                                | 主な実績                     |
|---|---|-----------------------|---|---|--------------------------|
|   |   |                       |   | 民間企業に準じた財務諸表を含めた「ア                      | ・アニュアルレポートの公表(19年9月)     |
|   |   |                       | (2) ガイドラインの作成                               | ニュアルレポート」を作成・公表し、民間                     | ・アニュアルレポートで新地方公会計制度      |
|   |   |                       | 財務状況、生産性等の観点から会計の状                          | 企業並みの会計情報の開示、より経営的な                     | に基づく新財務書類4表(貸借対照表、       |
|   |   |                       | 況を明らかにするガイドラインを作成                           | 観点に立った財務状況の実態の的確な把                      | 行政コスト計算書、資金収支計算書、純       |
|   |   |                       | する  | 握及びリスク管理の向上につなげること                      | 資産変動計算書)を作成(21年9月)       |
|   |   |                       |   | ができた。                                   |                          |
|   |   |                       | (3)アニュアルレポート(年報、年次報告                        |   |                          |
|   |   |                       | 書)の作成                                       |   |                          |
|   |   |                       | 一元的な管理体制のもとで、ガイドライ                          |   |                          |
|   |   |                       | ンを用いての会計の分析・評価を行い、                          |   |                          |
|   |   |                       | 特別会計年次報告書(アニュアルレポー                          |   |                          |
|   |   |                       | ト)を作成する                                     |   |                          |
|   |   |                       | 一般会計からの繰出金 (H17 当予 2,500                    | 削減額 ▲317億円(18~20年度の3年間)                 | . ,                      |
|   |   | ③一般会計からの繰出の見直し        | 億円) のうち、公債費、保険給付に係る負                        | ▲290 億円(18~22 年度の 5 年間)                 | (5ヵ年削減額:▲290億円、達成率 116%) |
|   |   |                       | 担に対する繰出など削減が困難な繰出額                          |   | (5 ヵ年累計効果額:▲1,436 億円)    |
|   |   |                       | を除いた額 830 億円について、当面 3 年間                    | 削減目標を達成することにより、財政収                      | FACT THINKIN N = TT AR   |
|   |   |                       | で 3 割削減 (▲250 億円) を図る                       | 支の悪化に一定の歯止めをかけることが                      | ・「経費削減の取組」               |
|   |   |                       | 会計ごとに現行の繰出金を、その性質や                          | できた。                                    | (20 年度とりまとめ、21・22 年度実施)  |
|   |   |                       | 必要性によって分類した上で、コストダウ                         |   | ・「事務事業総点検」               |
|   |   |                       | ンのインセンティブが働くような繰出基<br>  準に段階的に見直すとともに、繰出金の抜 |   | (21 年 11 月中間とりまとめ)       |
|   |   |                       |   |   |                          |
|   |   |                       | 本的な見直しを行う<br>国民健康保険事業会計等(国民健康保険             | <br>  国民健康保険事業会計の健全化に取り                 | ・徴収嘱託員を導入し、訪問徴収の取組強      |
|   |   | <br>  ④国民健康保険事業会計等の健全 | 事業、老人保健医療事業、介護保険事業、                         | 国民健康保険事業去計の健主化に取り<br> 組み、次の成果を得ることができた。 | 化、新規加入世帯への口座振替納付勧奨       |
|   |   | 化                     | 母子寡婦福祉貸付資金、心身障害者扶養共                         | 個が、久の成来を持ることができた。                       | などを一層強化(18年度)            |
|   |   |                       | 済事業)の改善と制度改正により、健全化                         | <br> ・収納率(現年賦課・一般分)                     | ・コンビニエンスストア収納、マルチペイ      |
|   |   |                       | を図る   | 18 年度 82.9%                             | メントネットワークを活用した電子収納       |
|   |   |                       | (1)未収金対策の強化                                 | 19 年度 83.1%                             | の実施(19年6月)               |
|   |   |                       | 保険料の時間外徴収や特別徴収制度の                           | 20 年度 82.7% (※)                         | ・レセプト点検業務の一部民間委託による      |
|   |   |                       | 拡充、口座振替の加入勧奨の強化、貸付                          | 21 年度 83.8%                             | 競争原理の導入及び歯科レセプト点検の       |
|   |   |                       | 金の回収業務の強化、法的措置の徹底                           | 22 年度 84.3% (見込み)                       | 拡充による効果測定の実施(19年6月)      |
|   |   |                       |   | ※収納率の高い 75 歳以上の被保険者が後期                  | ・訪問徴収業務の一部民間委託の試行実施      |
|   |   |                       | (2)事務費の抑制                                   | 高齢者医療制度へ移行した影響等による。                     | (20年7月)                  |
|   |   |                       | 職員の嘱託化や人員の見直しに伴う人                           | 但し、75 歳未満の被保険者の収納率は全て                   | ・後期高齢者医療制度の影響に伴う収納率      |
|   |   |                       | 件費の抑制など                                     | の年齢層で 19 年度を上回る。                        | の低下に配慮した特別調整交付金の交付       |
|   |   |                       |   | ・口座振替利用率                                | 要件の見直しを要望(20年8月、11月)     |
|   |   |                       | (3)事業運営の適正化                                 | 18 年度 56.8%                             | ・滞納整理指導員を増員し、滞納整理事務      |
|   |   |                       | 3   |   |                          |

| 課題       | 具体的取組             | 取組目標                      | 5年間の取組成果                  | 主な実績                        |
|----------|-------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|
|          |                   | 医療費の過誤請求や過剰医療のチェッ         | 19 年度 56.1%               | の取組強化(21年4月)                |
|          |                   | ク体制について、より一層の改善と減免        | 20 年度 46.4% (※)           | ・「国民健康保険料収納特別チーム」を設置        |
|          |                   | 基準の見直しなど                  | 21 年度 46.4%               | (22年5月)                     |
|          |                   |                           | 22 年度 45. 7%              | ・「国民健康保険料及び介護保険料」特別収        |
|          |                   | (4)制度上の問題点の解消             | ※口座振替利用率の高い 75 歳以上の被保険    | 納対策(滞納整理の強化)を実施             |
|          |                   | 運営主体の最小単位を少なくとも都道         | 者の後期高齢者医療制度への移行、並びに       | (22年9月)                     |
|          |                   | 府県以上とする広域化の実施を国に対         | 年金受給者の特別徴収開始の影響による。       | ・大阪府及び市長会、町村会と共に国に対         |
|          |                   | して強く要望する                  | • 滞納処分件数                  | して国民健康保険の広域化について要望          |
|          |                   |                           | 18 年度 77 件                | 実施(22 年 10 月)               |
|          |                   |                           | 19 年度 143 件               |                             |
|          |                   |                           | 20 年度 192 件               |                             |
|          |                   |                           | 21 年度 328 件               |                             |
|          |                   |                           | 22 年度 930 件 (3 月末現在)      |                             |
|          |                   |                           | ・レセプト管理システムの導入など点検業       |                             |
|          |                   |                           | 務の効率化、歯科レセプト点検の拡充、競       |                             |
|          |                   |                           | 争原理の導入による費用対効果の検証         |                             |
|          |                   |                           | (単位:百万円)                  |                             |
|          |                   |                           | 年度 事業費 効果額 差引効果           |                             |
|          |                   |                           | 18 年度 336 2, 772 2, 436   |                             |
|          |                   |                           | 19 年度 331 2, 924 2, 593   |                             |
|          |                   |                           | 20 年度 345 2, 777 2, 432   |                             |
|          |                   |                           | 21 年度 279 3,303 3,024     |                             |
|          |                   |                           | ・事業費の抑制(18 年度→22 年度)      |                             |
|          |                   |                           | ▲15 億 5, 200 万円※          |                             |
|          |                   |                           | ※医療制度改革等によるシステム開          |                             |
|          |                   |                           | 発経費等 4 億 7, 900 万円を除く     |                             |
|          |                   | 当面の目標(5 年後)を、4 年度以前の      | 22 年度予算額:657 億円(達成率:120%) | 17 年度予算額:1,514 億円           |
| 4 公債発行の削 | ①5年間で公債発行水準を800億円 | 公債発行の水準 800 億円(S62~H3 年度平 | 公債発行額を抑制することにより、市債        | 18 年度予算額:1, 167 億円(▲347 億円) |
| 減(一般会計)  | まで削減(除く臨時財政対策債    | 均)まで抑制する(除く臨時財政対策債・       | 残高を全会計ベース、一般会計ベースとも       | 19 年度予算額:1,097 億円(▲ 70 億円)  |
|          | 等)                | 減税補てん債)                   | に減少することができた。              | 20 年度予算額: 930 億円 (▲167 億円)  |
|          |                   |                           | (全会計ベース)                  | 21 年度予算額: 810 億円 (▲120 億円)  |
|          |                   |                           | 17 年度末 5 兆 5,022 億円       | 22 年度予算額: 657 億円 (▲153 億円)  |
|          |                   |                           | 22 年度末 5 兆 624 億円(見込み)    |                             |
|          |                   |                           | (一般会計ベース)                 | (5 ヵ年累計効果額:▲2,909 億円)       |
|          |                   |                           | 17 年度末 2 兆 8, 792 億円      |                             |
|          |                   |                           | 22 年度末 2 兆 8, 135 億円(見込み) |                             |
|          |                   |                           | 〔起債依存度/22 年度予算〕           |                             |

|        | ②臨時財政対策債等の使途の財政<br>健全化への限定 | 赤字債である臨時財政対策債(17年度予算340億円)や減税補てん債(17年度予算127億円)は、財源保障がなされているものでもあり、引き続き発行を行うが、その使途は公債償還や負の遺産処理など財政健全化に資するものに用いるものとする | ・一般債ベース: 2.7% (現行制度創設(39年度)以降最も低い水準)・総額ベース: 7.7% (平成4年度以前(景気対策前)の水準(7~10%) 財政の健全化に資するよう、20年度予算までに、対17年度予算▲46.2%(▲211億円)削減を行ったところである。しかし、国の地方財政対策の影響をうけて、21~22年度予算においては、地方税等の減収等に伴う財源不足額に対応するた | 17 年度予算額: 467 億円<br>18 年度予算額: 379 億円 (▲ 88 億円)<br>19 年度予算額: 273 億円 (▲106 億円)<br>20 年度予算額: 256 億円 (▲ 17 億円)<br>21 年度予算額: 398 億円 (+142 億円) |
|--------|----------------------------|---|---|--|
|        |                            | 算 340 億円) や減税補てん債 (17 年度予算 127 億円) は、財源保障がなされているものでもあり、引き続き発行を行うが、その使途は公債償還や負の遺産処理など財政                              | ・総額ベース:7.7%<br>(平成4年度以前(景気対策前)の水準(7~10%)<br>財政の健全化に資するよう、20年度予算までに、対17年度予算▲46.2%(▲211億円)削減を行ったところである。<br>しかし、国の地方財政対策の影響をうけて、21~22年度予算においては、地方税等  | 18 年度予算額: 379 億円 (▲ 88 億円)<br>19 年度予算額: 273 億円 (▲106 億円)<br>20 年度予算額: 256 億円 (▲ 17 億円)   |
|        |                            | 算 340 億円) や減税補てん債 (17 年度予算 127 億円) は、財源保障がなされているものでもあり、引き続き発行を行うが、その使途は公債償還や負の遺産処理など財政                              | (平成4年度以前(景気対策前)の水準(7~10%)<br>財政の健全化に資するよう、20年度予算までに、対 17年度予算▲46.2%(▲211億円)削減を行ったところである。しかし、国の地方財政対策の影響をうけて、21~22年度予算においては、地方税等  | 18 年度予算額: 379 億円 (▲ 88 億円)<br>19 年度予算額: 273 億円 (▲106 億円)<br>20 年度予算額: 256 億円 (▲ 17 億円)   |
|        |                            | 算 340 億円) や減税補てん債 (17 年度予算 127 億円) は、財源保障がなされているものでもあり、引き続き発行を行うが、その使途は公債償還や負の遺産処理など財政                              | 財政の健全化に資するよう、20 年度予算<br>までに、対 17 年度予算▲46.2%(▲211<br>億円)削減を行ったところである。<br>しかし、国の地方財政対策の影響をうけ<br>て、21~22 年度予算においては、地方税等  | 18 年度予算額: 379 億円 (▲ 88 億円)<br>19 年度予算額: 273 億円 (▲106 億円)<br>20 年度予算額: 256 億円 (▲ 17 億円)   |
|        |                            | 算 340 億円) や減税補てん債 (17 年度予算 127 億円) は、財源保障がなされているものでもあり、引き続き発行を行うが、その使途は公債償還や負の遺産処理など財政                              | までに、対 17 年度予算▲46.2% (▲211<br>億円) 削減を行ったところである。<br>しかし、国の地方財政対策の影響をうけて、21~22 年度予算においては、地方税等  | 18 年度予算額: 379 億円 (▲ 88 億円)<br>19 年度予算額: 273 億円 (▲106 億円)<br>20 年度予算額: 256 億円 (▲ 17 億円)   |
|        |                            | 127 億円) は、財源保障がなされているものでもあり、引き続き発行を行うが、その使途は公債償還や負の遺産処理など財政   | 億円) 削減を行ったところである。<br>しかし、国の地方財政対策の影響をうけて、21~22 年度予算においては、地方税等   | 19 年度予算額: 273 億円 (▲106 億円)<br>20 年度予算額: 256 億円 (▲ 17 億円)   |
|        | 健全化への限定                    | のでもあり、引き続き発行を行うが、その<br>使途は公債償還や負の遺産処理など財政   | しかし、国の地方財政対策の影響をうけて、21~22年度予算においては、地方税等   | 20 年度予算額:256 億円(▲ 17 億円)   |
|        |                            | 使途は公債償還や負の遺産処理など財政  | て、21~22年度予算においては、地方税等   |  |
|        |                            |   |   | 21 年度予算額:398 億円(+142 億円)   |
|        |                            | 健全化に資するものに用いるものとする  | の減収等に伴う財源不足額に対応するた  |  |
|        |                            |   |   | 22 年度予算額:642 億円(+244 億円)   |
|        |                            |   | め、臨時財政対策債が増額となったことか   |  |
|        |                            |   | ら、22 年度予算では、17 年度と比べ、+  |  |
|        |                            |   | 37.4% (+175 億円) となっているが、取   |  |
|        |                            |   | 組目標の主旨は達成できているところで  |  |
|        |                            |   | ある。   |  |
|        |                            | 本市のリスク要因を一括管理したうえ   | 各事業のリスク分析を行ったうえで、本  | ・財務リスクの全体像を公表(19年2月)   |
| 5 戦略的不 |                            | で、民間専門家のノウハウを導入した詳細   | 市にとって負担がより少ない方法や時期  |  |
| 権処理の   | 本制 構築                      | な実態分析等を活用しつつ、財政運営等の   | を検討し、優先順位をつけて問題の解決を   | ・「中期的な財政収支概算」の公表にあわせ   |
| 構築     |                            | 対応策を検討・実施する   | 図ることができた。   | て、「未織込みの財務リスクの取組状況」  |
|        |                            | (1)リスク要因を局単位ではなく、本市全  | ・全体像にあげた事業の取組・処理状況  | を公表(20年10月)  |
|        |                            | 体で一括管理を行うことにより、関係局  | は次のとおり。   |  |
|        |                            | の事情・経過を超えた本市総体として有  | ①□処理を終えた事業  | ・「中期的な財政収支概算」の公表にあわせ   |
|        |                            | 利な客観的・合理的な対応策を検討・実  | ビッグステップ、ソーラ新大阪 2  | て、「財務リスクの全体像」に掲げた事業  |
|        |                            | 施する   | 1、キッズパーク、WTC、土地開発   | にかかる取組、処理状況を公表   |
|        |                            | (A) 早期末期中のフェンナン   | 公社  | (21年7月、22年2月)  |
|        |                            | (2)民間専門家のノウハウを活用  | ②計画的に処理又は健全化に向けた取組  | <b>無ちょと思うした奴夢欧知委員会を題</b> 復   |
|        |                            | i 経営内容の見直し・収支見込の策定  | みを進めている事業   | ・概ね4半期ごとに経営監視委員会を開催  |
|        |                            | ii 収支改善策の検討・実施(収入の改善<br>策、コストの圧縮策他)   | 阿倍野再開発事業、此花西部臨海地区<br>土地区画整理事業、道路公社、市民病  | ・裁判所がWTC社の更生計画を認可決定  |
|        |                            | 東、コストの圧縮束他)<br>iii 負債の圧縮方法の検討・実施(財産の  | 工地区画金理事業、追路公社、市民病   院事業   | ・ 数刊別がWIC社の更生計画を認可次足 (22 年 3 月)  |
|        |                            | 早期・高額での処分策、資産の効率的   | 『元尹末<br>  ③抜本的対策に取り組んでいる事業  | ・WTC社を解散し、清算手続開始   |
|        |                            | 年期・高級での処分束、負産の効率的<br>な運用策他)   | オーク 200、MDC、ATC、クリス   | (22 年 7 月)、清算結了 (23 年 3 月)   |
|        |                            | IV新たな負債発生項目の調査と実態分  | タ長堀、国民健康保険事業、中央卸売   | ・国の認可を受け、土地開発公社を解散し  |
|        |                            | ■ N 利にな負債先工項目の調査と実態力<br>析   | 市場事業、バス事業、オスカードリ  | た(23年3月)   |
|        |                            | 1N:   | 一切物学术、ハヘ学术、オヘカードケー  | 7C (20 T 0 )1)   |
|        |                            | <br>  (3)第3セクター4 社についての民間経営   |   |  |
|        |                            | ノウハウの活用による再建、専門化によ  | ・大阪市特定団体経営監視委員会を開催  |  |
|        | I                          | 5   | 八家中的人口下班日里几女员为自闭住   |  |

| 課題      | 具体的取組           | 取組目標                                  | 5年間の取組成果  | 主な実績  |
|---------|-----------------|---------------------------------------|---|---|
|         |                 | る経営監視の継続。                             | し、経営状況の聴取及び助言や経営計画の<br>達成状況の監理など経営監視を行った。               |   |
|         |                 |                                       | ・WTC社については、市民負担の最小化、<br>臨海部のまちづくりの観点から、会社更生             |   |
|         |                 |                                       | 手続きによる抜本的な処理を行った。                                       |   |
| 6 歳入確保策 | ①未収額の圧縮に向けた取組の強 | (1)未収額の圧縮、収入歩合の改善等に向<br>けた数値目標の設定と実現  | 約 799 億円の未収金 (17 年度決算等時<br>点)を約 642 億円 (23 年 1 月末時点) に圧 | 未収額圧縮に向けた主な取組<br>・「未収金回収の具体策について」を公表          |
|         | 化               | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 縮することができた。  | (19年8月)                                       |
|         |                 | (2)外部の専門家(弁護士・金融機関等)                  | <ul><li>・未収金の推移(億円)</li></ul>                           | ・「債権管理の手引き」を作成(19年 11月)                       |
|         |                 | の知識経験の活用と滞納者に対する法                     | 項目〔17年度決算等時点/23年1月末時点〕                                  | ・「大阪市未収債権管理事務取扱規則」を策                          |
|         |                 | 的処分の徹底など、厳正な滞納整理                      | - 国民健康保険料 [307/265]                                     | 定 (20 年 3 月)                                  |
|         |                 | (2)                                   | - 市税 [332/235]  | ・「大阪市債権回収対策会議」、「市債権回収                         |
|         |                 | (3)職員に対する研修の強化などによるスキル・経験の向上          | ・介護保険料 [ 18/19]<br>・住宅使用料 [ 28/16]                      | 特別チーム」を設置(20年4月)<br>・重複滞納者に対応するため、「大阪市債権      |
|         |                 | イル・小王司大〇八四二                           | ·保育所保育料 [ 20/ 11]                                       | 回収対策推進会議」内に「名寄せ部会」                            |
|         |                 | (4) 未収額の発生を未然に防止するため、                 | ・その他の債権 [ 94/ 96]                                       | を設置 (21 年 7 月)                                |
|         |                 | 口座振替・自動払込の加入促進による納<br>期内納付者の確保        | ・合計 [799/642]   | ・国民健康保険料などの債権について、一<br>部市税と併せた収納を実施するため、「市    |
|         |                 | (5)市民が納付しやすい環境づくり                     | 市債権回収特別チームの徴収実績 約5億2,600万円                              | 税収納対策特別チーム」内に「重複滞納整理班」を設置(22年7月)              |
|         |                 |                                       | (20年4月~23年3月末 見込み)                                      | ・「国民健康保険料及び介護保険料」特別収納対策(滞納整理の強化)を実施(22 年 9 月) |
|         |                 |                                       |   | 未収を未然に防ぐための主な取組<br>・マルチペイメントネットワークを活用し        |
|         |                 |                                       |   | た電子収納(19年1月)                                  |
|         |                 |                                       |   | ・コンビニエンスストア収納(19年4月)                          |
|         |                 |                                       |   | ・総合医療センター等におけるクレジット<br>カード収納(19年6月)           |
|         |                 | 事務処理の統合等により、管理部門など                    | 24 区役所の税務担当課を 7 箇所の市税                                   | 市税事務所の開設(19年10月)                              |
|         | ②効率的で強力な賦課徴収体制の | を見直し、より効率的な体制運営を行うと                   | 事務所に集約することによる事務の効率                                      |   |
|         | 整備と運営           | ともに賦課徴収体制の強化を図る                       | 化で約▲300人の見直しを図るなど、効率                                    | 収納対策  |
|         |                 | ┃<br>┃(1)市税事務所構想の具体化など事務処理            | 的で強力な賦課徴収体制の整備と運営を<br>  図ることができた。また、収納率等を改善             | ・住宅使用料の滞納整理に警察OBを雇用<br>(18年4月)                |
|         |                 | の統合による賦課徴収事務の効率化及                     | 図ることができた。また、収納率等を改善<br>  できた。                           | (18 年 4 月)<br>・保育所保育料の徴収嘱託員を雇用                |
|         |                 | いえらいる。東京は大学のの対学に入                     | C C / C 0   | か日川か月17~1以が河町只で准川                             |

| 課題 | 具体的取組         | 取組目標   | 5年間の取組成果  | 主な実績   |
|----|---------------|--|---|--|
|    |               | び取組強化 (2) 臨時職員の導入や事務の効率化により<br>生み出された人材等を活用した一時的<br>増員・人員の集中投入による取組強化 (3) IT 技術の活用等による生産性の向上 | 収納率(徴収率)の改善状況 [項目] [18年度/22年度(見込み)] ・市税 [95.1%/95.3%] ・国民健康保険料[82.9%/84.3%] ・住宅使用料 [98.6%/99.3%] ・保育所保育料 [94.8%/96.8%] ・介護保険料 [95.6%/97.1%] | <ul> <li>(18年10月)</li> <li>・納税推進のための民間オペレーターの活用(20年4月)</li> <li>・国民健康保険料の滞納整理指導員を雇用(20年6月)</li> <li>I T技術の活用</li> <li>・滞納整理システムの拡充(18年7月)</li> </ul> |
|    | ③受益と負担の関係の適正化 | 市民が受益している制度について、時代<br>の変化を踏まえ、負担水準が施策目的や受<br>益と負担の観点に照らして適当かを検証                              | 使用料や手数料などを他都市状況や社会情勢の変化に照らし、適切な受益者負担を求めたことにより、次の結果を得ること   | ・電子申告システムの運用開始<br>(18年1月)  |
|    |               | して、必要に応じて見直しを実施する  | ができた。<br>料金改定に伴う予算影響額(理論値)<br>・18 年度の見直し成果<br>(平年度化ベース 21 億円増収)   | 19 年度の見直し<br>再生資源業者への減額措置の廃止、65 歳<br>以上市外居住者にかかる公園使用料及び<br>動植物園使用料の有料化など<br>20 年度の見直し  |
|    |               |  | ・19 年度の見直し成果 (平年度化ベース 2 億円増収) ・20 年度の見直し成果 (平年度化ベース 2 百万円増収) ・21 年度の見直し成果   | 定時制高等学校授業料の改定など<br>21年度の見直し<br>納骨堂使用料、北霊園使用料・管理料、<br>住宅使用料、道路占用料、港湾施設使用<br>料の改定、栄養専門学校入学料、合葬式  |
|    |               |  | (平年度化ベース 24 億円増収) ・22 年度の見直し成果 (平年度化ベース 27 億円増収)  | 墓地使用料の新設など<br>22 年度の見直し<br>高等学校授業料の無償化、保育所保育料、<br>犬又は猫の引取り手数料、市民病院分べ<br>ん料の改定 など   |
|    | ④新たな収入源の模索    | 既存の歳入を補完するものとして、新たな収入を確保する<br>(1)課税自主権の活用<br>徹底した行財政運営コストの効率化・市政改革を進めた上で、市民の理解を得な            | 右記研究会における検討結果を踏まえ、<br>法人市民税法人税割の超過課税の延長実施。また、市有財産の有効活用を図り収入<br>を得ることができた。<br>・印刷物や行政財産等を活用した広告事業  | ・学識経験者等から広く意見を聴取するための研究会(「税財政のあり方に関する研究会」)を設置し、課税自主権の活用方策をはじめ税財政に関する諸問題の検討を行い、課題を整理(18年10月~)   |
|    |               | がら課税自主権について検討を実施する<br>(2)市有財産の有効活用<br>7  | 効果額 (※)<br>18 年度: 3,577 万円<br>19 年度: 9,200 万円<br>20 年度:10,211 万円  | <ul><li>・ホームページへのバナー広告、市政だよりなどの印刷物への広告(18年度~)</li><li>・庁舎エレベーター内への広告など(20年度~)</li></ul>  |

| 課 | 題      | 具体的取組                | 取組目標                                      | 5年間の取組成果                                     | 主な実績  |
|---|--------|----------------------|---|--|---|
|   |        |                      | 監理団体分を含む本市所有財産の処分、                        | 21 年度:11,577 万円                              | ・駅構内スーパーコラム(柱巻き)広告な                         |
|   |        |                      | 有効活用や業務に付随する収入の確保                         | 22 年度:16, 300 万円(見込み)                        | ど新規媒体による増収対策(17 年度~)                        |
|   |        |                      | を図る                                       | ※広告事業効果額とは、「広告料収入」                           | ・長居球技場においてネーミングライツを                         |
|   |        |                      |   | 十「歳出削減額」                                     | 実施(22年8月)                                   |
|   |        |                      |   | また、公営企業会計実施分は除く                              | ・スポーツ施設内壁面広告の導入                             |
|   |        |                      |   | + NBW 0 = +0 + 10 #                          | (22 年度~)                                    |
|   |        |                      |   | │・未利用地の売却を促進<br>│ 売却実績(全会計ベース)               | ・地下鉄駅構内への店舗出店(19 年度~)                       |
|   |        |                      |   | 元却夫領(主芸計へ一人)<br>  約1,097 億円                  |   |
|   |        |                      |   | 利1,097 協門                                    |   |
| П | 資産の流動化 | Ľ                    |   |  |   |
|   |        |                      | (1)施設の設置趣旨やその事業目的によっ                      | 貸館事業などにおいて利用者制限の緩                            | ・中央卸売市場への業者受入条件の緩和                          |
| 1 | 施設の利用率 | ①利用者制限の緩和            | て年齢などの利用者制限を設けた施設が                        | 和など、施設の弾力的運用により利用率の                          | (18年6月)                                     |
|   | の向上    |                      | あり、利用率向上には制限の緩和が必要                        | 向上が図れた。                                      | ・こども文化センターの貸館事業の利用者                         |
|   |        |                      | である。                                      |  | 制限の緩和(18年8月)                                |
|   |        |                      |   | 利用率 50%以上の施設                                 | ・長居陸上競技場のコンサート会場使用許                         |
|   |        |                      | (2)制限の緩和では、本来の事業対象者の                      | 18 年度:全166 施設中、93 施設                         | 可 (19年9月~)                                  |
|   |        |                      | 利用が妨げられない範囲内で、申し込み                        | 21 年度:全 161 施設中、116 施設                       | ・靱公園テニスセンターのセンターコート                         |
|   |        |                      | の弾力的運用等を行う。<br>(1) それぞれの管理者が発信している利用      | │<br>│ 本市ホームページに「施設案内」を設け、                   | をコンサート会場使用許可(20年10月)<br>・本市ホームページに「施設利用案内」を |
|   |        | <br>  ②一元的な利用案内情報の提供 | (1) てれてれの官理者が発信している利用   案内情報を横断的に網羅した一覧表を | 本市ホームペーンに「施設条内」を設け、<br>  市民利用施設を目的別、エリア別などに分 | ・本市ホームペーシに「施設利用系内」を<br>設置(18 年 3 月)         |
|   |        |                      | 条内情報を傾倒的に柄維した 見みを                         | 何氏利用心設を自己が、エックがなとにカー 類した情報を掲載し、効率的な利用案内が     | <ul><li>・本市ホームページの全面リニューアルに</li></ul>       |
|   |        |                      | (2)将来的には施設を一括管理し、より効                      | できるようになった。                                   | 伴い「施設案内」として改修(21年3月)                        |
|   |        |                      | 率的な情報案内や管理運営を実現する。                        |  | ・ホール等の施設空き情報を一元化して情                         |
|   |        |                      | ー 「                                       |  | 報を掲載 (22 年 10 月)                            |
|   |        |                      | 利用者制限の緩和や一元的な利用案内情                        | 利用者制限の緩和と利用案内情報の提                            | ・指定管理者制度導入による民間事業者の                         |
|   |        | ③利用率の向上              | 報の提供を行い、少なくとも利用率 50%以                     | 供の充実などの取組により、利用率の向上                          | ノウハウ活用 (18 年度~)                             |
|   |        |                      | 上を達成する                                    | が図れた。  |   |
|   |        |                      |   |  | ・利用者ニーズに合わせた運営見直し                           |
|   |        |                      |   | 利用率 50%以上の施設                                 | (18 年度~)                                    |
|   |        |                      |   | 18 年度:全 166 施設中、93 施設                        | ・利用区分(利用時間帯)の細分化                            |
|   |        |                      |   | 21 年度:全 161 施設中、116 施設                       | ・利用時間の延長                                    |
|   |        |                      |   |  | ・開館日の拡充                                     |
|   |        |                      |   | 利用率が上昇した施設 (H18→H21)                         | ・閉館曜日の見直し                                   |
|   |        |                      |   | の割合: 82.6% (161 施設中 133 施設)                  | ・施設利用の申込み日を6月前から1年<br>前に変更                  |

| 課   | 題             | 具体的取組          | 取組目標                       | 5年間の取組成果  | 主な実績  |
|-----|---------------|----------------|----------------------------|---|---|
|     |               |                |                            |   | ・利用当日受付の実施                                    |
|     |               |                |                            | 主な施設の利用率状況 (18 年度→21 年度)                            |   |
|     |               |                |                            | ・区役所附設会館(37 施設→36 施設)                               |   |
|     |               |                |                            | 18 年度: 49.3%→21 年度: 62.0%                           |   |
|     |               |                |                            | ・人権文化センター(13 施設→11 施設)                              |   |
|     |               |                |                            | 18 年度: 14.9%→21 年度: 35.0%                           |   |
|     |               |                |                            | ・市民学習センター(5施設)                                      |   |
|     |               |                |                            | 18 年度: 65. 2%→21 年度: 71. 6%                         |   |
|     |               |                |                            | ・クレオ大阪 (5 施設)                                       |   |
|     |               |                |                            | 18 年度: 63.9%→21 年度: 68.3%                           |   |
| 0 1 | 佐乳の江田の        | () 五種火 N 奴弗の削減 | 施設の管理運営は、指定管理者制度の導入        | 指定管理制度導入効果  | ・「指定管理者制度の導入及び運用に係るガ                          |
|     | 施設の活用の<br>見直し | ①面積当り経費の削減     | など原則として競争原理の生じる形態で         | ▲44.7億円(17~21年度)                                    | イドライン」を策定(18 年 12 月)                          |
| -   | 兄旦し           |                | の外部委託とし、効率化、変動化を図る         | (全会計 税等ベース)   |   |
|     |               |                |                            | 「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を策定し、指定管理者制                | ・22 年 3 月末現在、353 施設が指定管理者                     |
|     |               |                |                            | るガイトフィン」を東定し、指定官理名制<br>  度のより円滑な導入と適正な運用を図っ         | 制度へ移行済み<br>(18 年度末) →(23 年 3 月末)              |
|     |               |                |                            | 伎のより円滑な導入と適正な運用を図う<br>  た結果、導入施設数は 353 施設、導入によ      | 公募: 162 施設 → 332 施設                           |
|     |               |                |                            | た結果、導入施設数は 333 施設、導入によ<br>  る効果額も 17~21 年度の 5 年度合計で | 公 券 : 102 施設 → 332 施設<br>非公募 : 115 施設 → 21 施設 |
|     |               |                |                            | る効未破も 17~21 年度の 5 年度日前で<br>  44.7 億円となり、公募による選定割合も  | 計 : 277 施設 → 353 施設                           |
|     |               |                |                            | 44.7 徳円となり、公券による選及問日も<br>  94.1%となった。               | 公募割合: 58.5% → 94.1%                           |
|     |               |                |                            | 194.190となった。<br>  指定管理者制度を活用し、施設管理だけ                | ・「市民利用施設の利用状況」を公表                             |
|     |               | <br>  ②統廃合     | いて、その公共性に応じて廃止や民間委         | 相足自理有制度を活用し、施設自理だけ                                  | (18年12月~)                                     |
|     |               |                | 託も含めた今後のあり方を整理する           | で行うことで地域の活性化につなげるな                                  | ・「低利用施設における利用状況と今後の取                          |
|     |               |                | 記し日のたり後ののり力を定程する           | ど事業のあり方を整理することができた。                                 | 組み計画   を策定 (19年4月)                            |
|     |               |                | <br>  (2)施設本来の設置目的を損なわない範囲 | して事業ののプロを正定することができた。                                | ・「市設建築物のファシリティマネジメント                          |
|     |               |                | で、ニーズに応じた運用や柔軟な利用料         | <br>  各所管施設における各種統廃合の実施。                            | の取組み等」について状況を公表                               |
|     |               |                | 金の設定、また廃校後の校舎や運動場用         |   | (19年7月~)                                      |
|     |               |                | 地の活用を図るなど施設の有効活用に          | <br>  関係6局で構成される資産流動化プロジ                            | ・全保有資産(土地・建物)に関するデータ                          |
|     |               |                | 努める                        | ェクト施設チーム (施設 PT) を設置し、施                             | ベースの公表(22年11月)                                |
|     |               |                | <del>-</del>               | 設所管局の整備予定を把握するとともに、                                 | ・「市設建築物における再編整備計画」の公                          |
|     |               |                | (3)同時に、施設自体のあり方についても       | 市設建築物のデータベースを活用しなが                                  | 表(22年11月)                                     |
|     |               |                | 転用や複合化も含めて見直し、全庁的な         | ら、具体施設について検討を進め、再編整                                 | [実施施設]  |
|     |               |                | 組織のもとで方向性を示す               | 備することができた。  | ・東淀川勤労者センターの廃止及び地域老                           |
|     |               |                |                            |   | 人福祉センター(9 館)の廃止                               |
|     |               |                |                            | また、施設 PT において、利用効率の悪                                | (19年3月)                                       |
|     |               |                |                            | い施設や利用率の低い施設については、施                                 | ・北区と城東区の元勤労青少年ホームを保                           |
|     |               |                |                            | 設の維持管理コストや建替え経費なども                                  | 育所へ転用(19年4月)                                  |
|     |               |                | 9                          |   |   |

| 課  | 題     | 具体的取組    | 取組目標   | 5年間の取組成果                               | 主な実績                                      |
|----|-------|----------|--|--|---|
|    |       |          |  | 併せて検討し、事務事業の総点検の結果も                    | ・労働会館及び日之出共同作業場の廃止                        |
|    |       |          |  | 踏まえながら、今後の基本的な方向性を整                    | (20年3月)                                   |
|    |       |          |  | 理した。                                   | ・旧安治川海員会館について、公募売却を                       |
|    |       |          |  |  | 実施 (20年3月)                                |
|    |       |          |  | 北市民病院については、政策医療を他の                     | ・東淀川区内の人権文化センターの3館を                       |
|    |       |          |  | 市民病院へ移転したうえで、民間医療機関                    | 1 館に統合(20年4月)                             |
|    |       |          |  | に移譲することにより、地域医療の継続を                    | ・元鶴見会館、元今津会館、元幼児教育セ                       |
|    |       |          |  | 図った。                                   | ンターの一部を保育所へ転用(21年8月)                      |
|    |       |          |  |  | ・中央児童相談所、教育センター内教育相                       |
|    |       |          |  |  | 談部門を移転・統合し、こども相談セン                        |
|    |       |          |  |  | ターを設置(22 年 1 月)<br>・信太山老人ホーム、馬淵生活館、延寿荘、   |
|    |       |          |  |  | 中央青年センター、阿倍野青年センター                        |
|    |       |          |  |  | の廃止 (22 年 3 月)                            |
|    |       |          |  |  | ・人権文化センター、もと青少年会館、も                       |
|    |       |          |  |  | と地域老人福祉センター3 施設の交流機                       |
|    |       |          |  |  | 能を統合し、人権文化センターは廃止(22                      |
|    |       |          |  |  | 年3月)、市民交流センターを設置(22年                      |
|    |       |          |  |  | 4月)                                       |
|    |       |          |  |  | ・北市民病院の民間医療機関への移譲                         |
|    |       |          |  |  | (22年4月)                                   |
|    |       |          |  |  | ・2 か所の保育所を廃止 (22 年 4 月)                   |
|    |       |          |  |  | ・日之出荘の廃止(23年3月)                           |
|    |       |          | 本市所有の土地のうち、利用計画のない                           |  | ・未利用地情報の一元化及び公表                           |
|    | 地の有効活 | ①未利用地の処分 | 土地及び利用計画はあるが事業化の目処                           | を設置し、未利用地情報の一元管理を実施                    | (18年9月)                                   |
| 用印 | の促進   |          | が立たない用地について、活用を検討する                          | し、処分すべき未利用地の売却を促進する                    | ・「大阪市未利用地活用方針」を策定                         |
|    |       |          | ものと処分を検討するものに分類した上                           | ことができた。                                | (19年6月)                                   |
|    |       |          | ┃で、処分検討地については、売却を促進す<br>┃ることで、税外収入並びに固定資産税等の | <br>  売却実績(全会計ベース)                     | ・「処分検討地」「継続保有地」「事業予定地」 の3つに分類(19年6月)      |
|    |       |          | ることで、祝外収入业のに固定資産税等の<br>  確保と金利負担の削減などを図る     | 元却美積(主芸計ベース)<br>109,732 百万円(545,613 ㎡) | ・モデル事業による買取意向調査及び売却                       |
|    |       |          | 唯休と並利員担の削減なとを図る<br>  (1)全市の市有地 (利用予定がある土地を   | 100, 702 [27] 1 (040, 010 111)         | ・モノル事業による負取息向調査及び光却<br>仲介の業務委託 (19 年 7 月) |
|    |       |          | 合む) 一元管理の実施                                  |  | ・市有地活用支援システムの改修                           |
|    |       |          |  | また、施設の新築建替にあたっては、資                     | (20年3月)                                   |
|    |       |          | <br>  (2)施設の新築建替に当たっては、高度利                   |  | ・未利用地追加分活用方針及び処分等の推                       |
|    |       |          | 用・複合利用を図り、余剰地を生み出す                           |  | 進状況を公表 (20年6月~)                           |
|    |       |          | とともに、施設の統廃合跡地の有効活用                           |  | ・売却仲介の業務委託の拡充(21 年度~)                     |
|    |       |          | (処分・貸付)を図る                                   | 業化することにより、高度利用・複合利用                    | ・売却実績                                     |

| 課題 | 具体的取組   | 取組目標                    | 5年間の取組成果                                   | 主な実績   |
|----|---------|-------------------------|--|--|
|    |         |                         | <br>  が図ることができた。                           | 18 年度: 22,002 百万円 ( 96,030 ㎡)                    |
|    |         | (3)市有地の商品化等にあたっての民間業    | 施設の統廃合跡地の有効活用(処分・貸                         | 19 年度:35, 351 百万円(153, 811 ㎡)                    |
|    |         | 者のノウハウの活用を検討            | 付)については、「大阪市未利用地活用方                        | 20 年度:20,811 百万円(105,238 ㎡)                      |
|    |         |                         | 針」に基づき実施することができた。                          | 21 年度:16,353 百万円( 61,715 ㎡)                      |
|    |         |                         | 市有地の売却にあたっては、売却仲介に                         | 22 年度:15, 215 百万円(128, 819 ㎡)                    |
|    |         |                         | 民間事業者を活用し、効率的な事業運営と                        |  |
|    |         |                         | することができた。                                  |  |
|    |         | 本市所有の土地のうち、利用計画のない      | 「大阪市未利用地活用方針」に基づき、                         | ・「行政財産使用許可等・普通財産貸付けを                             |
|    | ②転活用の徹底 | 土地及び利用計画はあるが事業化の目処      | 事業予定地を住宅建設用地などに転活用                         | する場合の減免基準」を策定(19年1月)                             |
|    |         | が立たない用地のうち、引き続き、活用を     | することができた。                                  | ・「市有地を利用した駐車場の今後の方向性                             |
|    |         | 検討する土地については、暫定利用等を積     | ・22 年度末までに転活用した未利用地                        | について」を策定(19年2月)                                  |
|    |         | 極的に行い、収入の確保を図る。また、暫     | 1, 038, 031 m <sup>2</sup>                 | ・「大阪市土地開発公社経営改善計画に基づ                             |
|    |         | 定利用されている土地について、利用方法     | 無償貸付地の原則有償化と賃料減額の                          | く行動計画」を策定(19年2月)                                 |
|    |         | などの見直しを図る               | 見直しを行い、収益の向上を図れた。                          | ・「大阪市未利用地活用方針」を策定                                |
|    |         | (1)転活用の障害となる法制度の改正要望    | ・減免の措置状況                                   | (19年6月)  |
|    |         | (2)無償貸付地の原則有償化と賃料減額の    | 19年4月1日現在減免基準に適合しないものを改善することにより、累計で        |  |
|    |         | 見直しなど、収益性のある暫定利用を進      | ものを改善することにより、系訂で<br>  365,436 千円の収益向上があった。 | 20 年度: 94, 398 ㎡ (26 件)                          |
|    |         | 見しなる、収益性のめる智定利用を進<br>める | 303,430 十円の収益向工があった。                       | 20 年度:94, 396 m (20 件)<br>21 年度:173, 969 ㎡(44 件) |
|    |         | α, δ,                   | <br>  駐車場に転活用する場合は、「市有地を                   | 22 年度: 504,929 ㎡ (30 件)                          |
|    |         | (3)総務省の土地開発公社経営健全化対策    | 利用した駐車場の今後の方向性について」                        | ・ 都島区と東成区と城東区に所在する未利                             |
|    |         | を活用し、市の再取得などにより土地開      | に基づき、貸付・管理業務委託などについ                        | 用地を保育所に転用し開設                                     |
|    |         | 発公社の長期保有土地を解消するとと       | ては、競争性のある一般競争入札等による                        | (21年5、6月)  |
|    |         | もに、土地の有効活用を進める          | 選定に見直すことができた。                              | ・福島区、淀川区、城東区(2 箇所)に所                             |
|    |         | 01=( =:80               | ・1,103 箇所のうち 1,069 箇所を改善済み                 | 在する未利用地を保育所に転用し開設                                |
|    |         | (4) 未利用地の暫定利用として駐車場の用   | ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,    | (22年4月、9月)                                       |
|    |         | 途に供されている土地について、そもそ      | 「大阪市土地開発公社経営改善計画に                          |  |
|    |         | も駐車場の用途に供すべきかどうか、経      | 基づく行動計画」を策定し、経営改善を行                        | <ul><li>大阪市土地開発公社経営改善計画執行監</li></ul>             |
|    |         | 営努力の余地の有無、経営主体の適否な      | うことができた。                                   | 理委員会から「公社は速やかに解散すべ                               |
|    |         | どの見直しを行うとともに、委託等の手      | ・平成22年度に第三セクター等改革推進債                       | き」との提言があり(22 年 8 月)、市会                           |
|    |         | 続きや賃貸料の見直しなどを行う         | の活用により、全ての長期保有土地の解消                        | での解散議決がなされた(22 年 10 月)                           |
|    |         |                         | に目途が立ったため、抜本的解決策である                        | ・国の認可を受け、土地開発公社を解散し                              |
|    |         |                         | 土地開発公社の早期解散の道筋を立てる                         | た (23年3月)  |
|    |         |                         | ことができた。                                    |  |
|    |         |                         |  |  |
|    |         |                         | ・健全化計画における再取得実績                            |  |
|    |         |                         | 74,023 百万円(18~22 年度実績)                     |  |

| 課 | 題              | 具体的取組       | 取組目標   | 5年間の取組成果  | 主な実績   |  |  |  |
|---|----------------|-------------|--|---|--|--|--|--|
|   |                |             |  | ・第三セクター等改革推進債の活用実績<br>15,239百万円(22年度実績)   |  |  |  |  |
| Ш | II グループ経営の質的向上 |             |  |   |  |  |  |  |
| 1 | 大阪市の関与の見直し     | ①委託料・出資の見直し | (1)監理団体への委託料について、監理団体評価委員会の報告に従い、16 年度予算比30%削減(約934億円→約654億円)を実施し、委託料の大幅な削減を図る (2)報告団体及びその他の関連団体への委託料約208億円(16年度決算)の見直しについては、評価委員会の報告に反映させるべく早急に検討する (3)監理団体のうち株式会社について、監理団体評価委員会からの当初るるの見でが達成されて会社に対する出資の売却処分を実施する (4)報告団体及びその他の関連団体のうち株式会社についても本市及び監理団体の見直しを検討する | ・監理団体<br>監理団体のうち、株式会社6社について、出資の見直しを実施した。<br>・報告団体及びその他の関連団体<br>監理団体の出資会社7社について出資<br>見直し等を実施した。<br>上記のほか、財団法人などの外郭団体等<br>について、団体の廃止や統廃合などにより<br>15団体を見直した。<br>あわせて外郭団体等の団体数を計 28 団<br>体見直した。<br>146団体(H17.7)→118団体(H22.7)<br>今後、外郭団体等の団体数を、平成 27 | <ul> <li>・大阪港振興㈱他1社 TOB 株式譲渡</li> <li>・大阪港スポーツアイランド㈱ 解散</li> <li>・㈱大阪キャッスルホテル他1社 破産</li> <li>・㈱大阪シティドーム 会社更生</li> <li>報告団体、その他の関連団体への出資の見</li> </ul> |  |  |  |
|   |                |             |  | 今後、外郭団体等の団体数を、平成 27<br>年度までに 1/3 以下とすることを目標に  | Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z  |  |  |  |

| 課題 | 具体的取組       | 取組目標  | 5年間の取組成果  | 主な実績  |
|----|-------------|---|---|---|
|    |             |   | 見直しに取り組む計画を策定。<br>H22 年 11 月現在 93 団体  |   |
|    | ②法人形態の見直し   | (1) 監理団体評価委員会から団体の収入に<br>占める法人税上の収益事業の割合が大<br>きく株式会社すべきであると報告のあ<br>った(財)大阪市交通局協力会について<br>は法人形態の見直しを実施し、その他の<br>団体についても、団体の統廃合・再編の<br>状況などを見ながら、法人形態の見直し<br>を検討する<br>(2) 同様に、報告団体及びその他の関連団 | (財)大阪市交通局協力会を㈱大阪メトロサービスへ事業移管して解散した。また、その他の団体についても法人形態の見直しを検討し、(財)大阪市水道事業サービス協会については、㈱大阪水道総合サービスとして株式会社化を実施し、局からの受託事業に依存した体質から、より高い自立性を有する経営体質への改善を図っていくことにした。 | ・(財) 大阪市交通局協力会を㈱大阪メトロサービスへ事業移管して解散(19年1月)・(財) 大阪市水道事業サービス協会を株式会社化し、㈱大阪水道総合サービスとして事業開始(20年7月)・(財) 大阪城ホール及び(財) 大阪港埠頭公社について、23年4月の株式会社化に向け、事業を受け継ぐ株式会社を設立(22年10月)23年4月の株式会社化の準備完了(23年3月) |
|    |             | 体のうち、財団法人及び社団法人については、今後調査・分析を行い、団体の収入に占める法人税法上の収益事業の割合が大きい団体について、法人形態の見直しを検討する (1) 監理団体については、委託料・出資の  | 派遣職員の引きあげを着実に推進し、人  | ・「大阪市退職者の再就職状況の公表に関す  |
|    | ③組織運営体制の見直し | 見直し、法人形態の見直しとあわせて、<br>派遣を継続する一定の考え方に該当し<br>ない場合、派遣職員を引きあげる(現在<br>の派遣者数の約8割程度は引きあげるこ<br>とになると見込まれる)  | 的関与の適正化を図ることができた。<br>派遣職員の引きあげ実績<br>・監理団体 *目標達成<br>17年7月 1,545人<br>22年7月 243人<br>▲1,302人 (84%)  | る要綱」を策定(18年3月) ・「大阪市退職者の外郭団体等への再就職に関するガイドライン」を策定(18年6月) ・課長代理級以上の退職者の再就職状況、外郭団体等役員への就任状況を公表(18年9月~)   |
|    |             | (2)報告団体及びその他の関連団体への派遣についても、派遣を継続する考え方を明確にし、現在派遣している団体ごとの状況を個々に精査し、可能な限り引きあげる  | ・報告団体及びその他の関連団体<br>17年7月 421人<br>22年7月 72人<br>▲349人 (83%)<br>「大阪市退職者の外郭団体等への再就職   | <ul><li>・ガイドラインの実施状況を公表<br/>(18年11月)</li><li>・大阪市人材データバンクを設置<br/>(22年10月)</li></ul>   |
|    |             | (3) OB 職員の再就職のあり方についての検討を進めるとともに、大阪市の人的関与と団体の組織運営体制の考え方を整理する  | に関するガイドライン」を策定し、大阪市の人的関与の考え方を整理するとともに実施状況を毎年公表し、透明性を確保することができた。<br>加えて、22年度には「大阪市退職職員の  |   |

| 記  | 題 題    | 具体的取組                                  | 取組目標  | 5年間の取組成果  | 主な実績  |
|----|--------|--|---|---|---|
|    |        |  |   | 再就職の取り扱いに関する要綱」に基づいて、「大阪市人材データバンク」を設置し、<br>事務手続きの透明性等の確保に資することができた。   |   |
| IV | 人材マネジメ | ントの再構築                                 |   |   |   |
| 1  | 職員数の削減 | ①職員採用の凍結。当面 5 年間で<br>5,000 人を超える職員数を削減 | 18 年度より 5 年間で、5,000 人を超える削減を行うこの他、市大等の独立行政法人化により 2,000 人程度の削減をはかり、22 年度に職員数 3 万人台を実現する 「職員採用については、将来の大阪市を支える優採用については、将来の大阪市を支える優秀な人材については、将来の大阪市を支えるの範囲で採用する。・専門となる専門職にでは、事務を変換をも専門職がありまして、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、事務を表して、も、表して、も、表して、も、表し、も、表し、も、表し、も、表し、も、表し | 目標を上回る職員数削減ができたが、22<br>年度以降も更なる取組を進める。<br>職員数の削減実績<br>17年10月 47,608人<br>22年10月 38,985人<br>削減累計:▲8,623人<br>(達成率 113%)<br>※任期付職員を含めると 39,299人<br>(達成率 109%)<br>(内訳)<br>事務事業の見直しによるもの 6,927人<br>市立大学・工業研究所の独立行政法事化<br>に伴うもの 1,696人 | 職員数削減の経過(派遣職員含む) 17年10月1日 47,608人 18年10月1日 45,016人(▲2,592人) 19年10月1日 42,952人(▲2,064人) 20年10月1日 41,148人(▲1,804人) 21年10月1日 39,979人(▲1,169人) 22年10月1日 38,985人(▲994人)                     |
|    |        | ②共通管理業務の集約及び民間へ<br>の業務委託               | きいため、採用しない。<br>各局・区・事業所等に分散している共通管理業務を集約・民間委託化し、共通管理業務部門の職員数を大胆に削減する・業務集約に当たっては、これまでの業務の進め方の抜本的な業務改革を行う。・共通管理業務の集約化により現金取扱事務は廃止(口座払いの徹底)。   | 総務事務センターを開設し、各局・区の<br>庶務業務を集約し、業務を民間委託化する<br>ことにより、職員を5年間で422人削減す<br>ることができた。   | <ul> <li>・共通管理業務簡素化・集約化等基本計画<br/>策定(18年11月)</li> <li>・総務事務センター稼働(20年10月)</li> <li>・勤務情報システム稼働(21年2月)</li> <li>・文房具等共通物品の集中処理運用開始<br/>(21年4月)</li> <li>・近接地出張処理の省力化(21年10月)</li> </ul> |
|    |        | ③監理団体等派遣職員の大幅な引<br>きあげ                 | (1)監理団体については、委託料・出資の<br>見直し、法人形態の見直しとあわせて、<br>派遣を継続する一定の考え方に該当し   | 派遣職員の引きあげを着実に推進し、人<br>的関与の適正化を図ることができた。<br>派遣職員の引きあげ実績  | <ul><li>・監理団体等への派遣ポストの見直し実施<br/>(18 年度〜)</li><li>・職員の派遣状況を公表(18 年度〜)</li></ul>  |

| 課 | <b>R</b> | 題 | 具体的取組                  | 取組目標  | 5年間の取組成果   | 主な実績                               |
|---|----------|---|------------------------|---|--|------------------------------------|
| 課 |          | 題 | 具体的取組 ④50歳からの早期退職制度の導入 | 取組目標 ない場合、派遣職員を引きあげる(現在の派遣者数の約8割程度は引きあげることになると見込まれる) (2) 報告団体及びその他の関連団体への派遣についても、派遣を継続する考え方を明確にし、現在派遣している団体ごとの状況を個々に精査し、可能な限り引きあげる  50 歳から早期退職可能な制度を導入し、退職時年齢が低い職員に対して、より高い加算率を設定した退職手当割増制度を導入する ※対象年齢の引き下げと高い加算率の効果的な組み合わせにより、高齢層の早期退職を促し、トータルとして人件費を削減する。 | ・監理団体 *目標達成 17年7月 1,545 人 22年7月 243 人 ▲1,302 人 (84%) ・報告団体及びその他の関連団体 17年7月 421 人 22年7月 72 人 ▲349 人 (83%)  監理団体等に職員を派遣する場合、その必要性を公表することにより、職員派遣制度の透明性を確保することができた。 外郭団体等への派遣職員315 人(H22.7)を、平成27年度までに1/2以下とすることを目標に見直しに取り組む計画を策定。 退職手当の早期退職特例加算制度の年齢を、55歳以上から50歳以上へ引き下げ、加算割合についても50歳を20%とし、以降1歳上がる毎に、2%ずつ逓減させるとともに、高い加算率の効果的な組み合わせにより、早期退職を促す制度とすることができた。 また、交通局においては、勤続15年以上かつ満35歳以上満50歳未満の職員を対象とした退職手当割増制度などを導入することができた。 | ・「職員の退職手当に関する条例」を改正<br>(18 年 10 月) |
|   |          |   |                        |   | <ul> <li>・制度適用退職者数(市長部局、学校園舎む)2,387人(18年度~22年度末)</li> <li>・制度適用退職者数(交通局)延べ253人(17年度~22年度末)</li> <li>・制度適用退職者(水道局)延べ116人(17年度~22年度末)</li> <li>・制度適用退職者(病院局)38人(21年~22年度末)</li> </ul>  |                                    |

| 課題       | 具体的取組   | 取組目標                                  | 5年間の取組成果                                    | 主な実績                                  |
|----------|---|---------------------------------------|---|---------------------------------------|
|          |   | 職員の能力を最大限活用するため、職員                    | 技能労務職員の職種・勤務内容を再編整                          | <ul><li>・技能労務職員の再編整備、職種を技能職</li></ul> |
| 2 人材の弾力的 | ①職員の職種職域を転換(職員の   | の多能工化(一人の職員が複数の業務をこ                   | 備し、19 種類の職種を技能職員に一本化                        | 員に一本化(18年4月)                          |
| 運用       | 多能工化) し人事異動を拡大  | なす)を図るとともに、局と局・区をまた                   | し、局から区への配置転換などを実施する                         | <ul><li>一般行政職員の新たな人事異動基準を策</li></ul>  |
|          |   | がる大幅な人事異動に取り組む                        | ことができた。                                     | 定(18年3月)                              |
|          |   | (1) 人事異動の活性化、職員の多能工化を図                | ・技能職員の異動者数                                  |                                       |
|          |   | り、職員の意欲を高めるため技能職員の                    | 延べ 1, 149 人(18 年 4 月~22 年 4 月)              |                                       |
|          |   | 職種を一本化し、局と局等をまたがる人                    |   |                                       |
|          |   | 事異動を促進する                              | 一般行政職員については、新たな人事交                          |                                       |
|          |   |                                       | 流基準を策定し、従前基準での人事異動を                         |                                       |
|          |   | (2)一般行政職員は、採用後 10 年の期間毎               | 上回ることができた。                                  |                                       |
|          |   | に2回は局と局、局と区間の人事異動を                    | · 17 年度(従前基準)348 人                          |                                       |
|          |   | 経験させるルールなど、従前の規模を大                    | ・18 年度:602 人 ・19 年度:648 人                   |                                       |
|          |   | 幅に上回る人事交流を実施                          | ・20 年度:604 人 ・21 年度:586 人                   |                                       |
|          |   |                                       | ・22 年度: 460 人                               |                                       |
|          | (a) +1 7 + 17 + 14 (a) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c | 勤務形態の多様化のため、法改正の働き                    | 時間休暇制度や早出・遅出勤務制度の導                          | ・夜間大学への通学や育児・介護に関わる                   |
|          | ②勤務形態の多様化   | かけも含め新たな制度構築に取組む                      | 入を図るとともに、育児・介護などに対す                         | 職員に対する仕事との両立を支援するた                    |
|          |   | 大幅な人員削減を進める一方で、新たに求                   | る対応についても制度化を図ることで勤                          | めの職務免除を新設(18年4月)                      |
|          |   | められる行政ニーズに迅速・的確に対応す                   | 務形態の多様化に対応することができた。                         | ・時間休暇制度の導入(20年4月)                     |
|          |   | るための公務能率の向上を図るため、ま                    |   | ・早出、遅出勤務制度の導入(20年4月)                  |
|          |   | た、少子高齢化の進展による育児・介護等                   |   | ・育児短時間勤務制度の導入(20年4月)                  |
|          |   | の個人的事情への配慮等の観点より、多様                   |   | ・育児休業法の改正に伴う育児休業等の制                   |
|          |   | な勤務形態の導入について検討する。                     | ナカハ草にヘいては ロミナ会はと如ら                          | 度の改正(22年6月)                           |
|          | <br>  ③局部長ポスト等経営層や専門的   | 局部長級ポストなど経営層や専門的技                     | 庁内公募については、区長を含めた部長                          | 庁内公募の実施                               |
|          | 分野への外部人材の登用、庁内  | 術が求められるポストに公募も活用しな                    | 級ポストまで範囲を拡大し実施し、職員の                         | 18 年度: 53 業務                          |
|          | 公募の拡大   | ┃がら外部人材を登用する<br>┃(1) 登用ポスト及び求める人材を明確に | 能力開発を行うとともに専門分野への外                          | 19 年度:41 業務<br>20 年度:46 業務            |
|          | 五分·万万八  | し、人材を活用                               | 耐入杯の豆用も11 プロとにより11 政サー<br>  ビスの向上を図ることができた。 | 20 午度:40 耒榜   21 年度:38 業務             |
|          |   | し、人物を治用                               | こへの向工を図ることができた。<br>  庁内公募の実施                | 22 年度:37 業務                           |
|          |   | <br>  (2) 意欲ある職員の能力を最大限発揮さ            | 118 年度〜22 年度   延べ 215 業務                    | 23 年度:41 業務                           |
|          |   | せ、行政サービスの向上に資するため、                    | 10 年度   22 年度   遅 ( 210 未物                  | 20 干汉,11 未切                           |
|          |   | 庁内公募を拡大する                             | ・局長級:総務局 IT 改革監                             |                                       |
|          |   | 7.1.1.27 (1147)                       | ・部長級:水道局マネジメント改革担当部長                        |                                       |
|          |   | (3)民間企業等への派遣についても庁内公                  | ・課長級:特定課題監査担当課長・美術館                         |                                       |
|          |   | 募を拡大するとともに、外部人材の登用                    | 学芸担当課長・広報主幹など                               |                                       |
|          |   | に取組む                                  |   |                                       |

| 課 | 題           | 具体的取組                        | 取組目標   | 5年間の取組成果  | 主な実績  |  |  |
|---|-------------|------------------------------|--|---|---|--|--|
| v | 組織の生産性の向上   |                              |  |   |   |  |  |
| 1 | 業務プロセスの改善   | ①共通管理業務の集約 ②局・区における業務プロセスの改善 | 共通管理業務を集約し業務委託する (1)各所属で行われている給与・旅費・福利厚生・物品調達等の共通管理業務を集約する (2)集約にあたっては、これまでの業務の進め方の抜本的な業務改革を行う。 (3)共通管理業務集約につい組織横断的なタスクフォースを立ち上げ、検討を進める (1)各局・区の全ての事務事業についる。 (2)を関い、業務の集約化、IT化など業務プロセスの改善の可能性について点検し、可能なものから順次実施する (2)職員の業務環境の改善として、原則一人一分のパソコンを導入し、個人メールアドレスを付与する | 総務事務センターを開設し、各局・区の<br>庶務業務を集約し、業務を民間委託化する<br>ことができた。<br>費用対効果 22 年度までの累積 23 年度以降の平年度ベース▲約 15 億円<br>業務の集約化による効率化に向けた検<br>討を行い、準備の整った業務から順次実施<br>し、業務プロセスの改善を図ることができた。<br>また、IT 化についても、業務のシステム<br>化を推進するとともに、原則一人スの付与<br>実施により業務効率化を図ることができた。 | ・共通管理業務簡素化・集約化等基本計画<br>策定(18年11月)<br>・総務事務センター稼働(20年10月)<br>・勤務情報システム稼働(21年2月)<br>・文房具等共通物品の集中処理運用開始<br>(21年4月)<br>・近接地出張処理の省力化(21年10月)<br>・施接地出張処理の省力化(21年10月)<br>・施代事務の集約化(18年10月)<br>・市税事務が開設に伴う事務の集約化(19年10月)<br>・市税事務が開設に伴う事務の集約化(19年10月)<br>・市役所 21年4月)<br>・市役所 21年4月)<br>・市役所 20万円を超える業務委託契約を到かを契約管財局に集約(22年4月)<br>・予定価格が200万円を超える業務委託契約を契約管財局に集約(20年6月)<br>・総務事務センター開設に伴う事務の集約化(20年10月)<br>・どの年10月)<br>IT化の主な事例<br>・人一台パソコンの整備(17~18年度)<br>・メールアドレスの個人化(18年1月)<br>・ICカードによる出退勤情報システム(18年10月)<br>・文書管理システムと財務会計システムの連携(19年7月)<br>・声籍情報システム全区稼動(22年度) |  |  |
| 2 | 事業の経営形態の見直し | ①民営化・独立法人化など経営形<br>態の見直し     | 地方独立行政法人化など、経営形態の見<br>直しも視野に入れ、事業基盤の確立に向け<br>て取組む  | 市民病院事業、工業研究所を他の経営形態に見直し、効率的な事業基盤の確立ができた。<br>また、他の事業についても経営形態のあ  | ・市立大学の公立大学法人への移行<br>(18年4月)<br>各局長マニフェストで経営形態の見直しを  |  |  |

| 課題                                      | 具体的取組                   | 取組目標  | 5年間の取組成果   | 主な実績   |
|---|-------------------------|---|--|--|
|   |                         | (1)事業の発展可能性、民間ノウハウ導入の可能性等の視点より、大阪市の組織全般にわたり、市役所組織で継続するのか、地方独立行政法人等他の経営形態へ見直すのか検討する (2)経営形態を変更する場合は、理事長等トップは 0B 職員以外も広く登用する ※各局長マニフェストで経営形態の見直しを掲げた事業・弘済院・環境科学研究所(健康福祉局)、工業研究所(経済局)、中央卸売市場、廃棄物処理事業(環境局)、港湾事業(港湾局)、水道局)、博物館施設(ゆとみどり振興局)、交通事業(交通局) | り方について検討を行い、今後の方針・方向性を決定し公表することができた。                       | 掲げた各事業の取組実績 1.18 年度に方針決定を行い、取組を進めている事業 ・経営形態を変更し、機能向上を図るもの工業研究所(地方独法化(20年4月)) ・現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組んでいるもの港湾事業、水道事業 2.19 年度に方針決定を行い、取組を進めている事業・経営形態を変更し、機能向上を図るもの市民病院事業(地方公営企業法全部適用移行)(21年4月) ・現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組んでいるもの中央卸売市場、地下鉄・バス事業 3.20 年度に方針決定を行い、取組を進めている事業・現行の経営形態のもと、効率化・機能向上に取組んでいるもの環境科学研究所 4.21 年度に方針決定を行い、取組を進めている事業・現行の経営形態のもと、効率化・機能向上に取組んでいるもの弘済院、廃棄物処理事業(収集・運搬)、博物館施設 5.22年度に方針決定を行った事業・経営形態を変更し、効率化・機能向上を図るもの廃棄物処理事業(焼却工場の地方公営企業化) |
| 3 アウトソーシ<br>ング(外部資源<br>の活用)・民間<br>委託の推進 | ①事務事業全般にわたる民間委託<br>等の推進 | 民間委託の考え方を整理し、各部門において全ての事務事業について民間委託等の可能性チェックを行い、局長改革マニフェストにおいて実施時期、実施方法などを明らかにしたうえで、順次実施。   | 事務事業全般にわたり、民間委託化の検討を行い、実施可能な事務事業から順次、<br>民間委託化を実施することができた。 | ・各局長マニフェストにおいて、事務事業<br>見直しの年度計画を掲載(18年2月)<br>・「大阪市における公共サービスの実施にか<br>かる民間活用の基本的な考え方」を策定<br>(20年3月)   |

| 部       | 題                  | 具体的取組           | 取組目標  | 5年間の取組成果   | 主な実績   |
|---------|--------------------|-----------------|---|--|--|
|         |                    |                 | 可能性チェックに際しては、外部人材な                          |  | 〔主な民間委託化等の実績〕  |
|         |                    |                 | ど第三者がその妥当性を点検する。                            |  | <ul><li>・文書逓送業務</li></ul>                            |
|         |                    |                 |   |  | ・公の施設の管理運営(指定管理者制度)                                  |
|         |                    |                 |   |  | ・公立保育所の運営業務  |
|         |                    |                 |   |  | ・図書館のカウンター業務等  |
|         |                    |                 |   |  | ・病院施設及び小学校の給食調理業務                                    |
|         |                    |                 |   |  | ・バス営業所の車検整備業務  |
|         |                    |                 |   |  | ・市役所受付案内業務   |
|         |                    |                 |   |  | ・施設の運転管理業務   |
| L.      | I+ KI / 0 8        |                 |   | 1.1.40   | ・市税の納付督励業務など   |
| 4       | 官民協働(パブ            |                 | 事業分野ごとに他の法人(大阪府、堺市                          | ・府市連携  | ・「府市連携協議会」を4回開催し、薬局等                                 |
|         | リック・プライ<br>ベート・パート | ①他の法人(大阪府等)との連携 | 等他の自治体、国の機関等)との連携を検                         | 府市連携協議会の取組を通じて、薬局等   | の権限移譲や消費者支援施策の府市共同                                   |
|         | ナーシップ=             |                 | 討する   ペカケス サール 大阪 ウェール・スケー                  | の権限移譲の実現や消費者支援施策の府   | 実施などを 実現 (18年4月~)                                    |
|         | PPP) の推進           |                 | ※大阪府と大阪市は、地方制度上異なる位置づけ、役割のもと、一定の連携を図っ       | 市共同実施など、府市連携の着実な成果をあげることができた。  | ・鉄道整備事業について国・大阪府等地方<br>公共団体や民間企業と協働し、おおさか            |
|         | 111/ V/)EXE        |                 | □ □ つり、伎割のもと、一足の連携を図っ<br>てきたが、府市の行財政を取り巻く厳し | めいることができた。   | 東線(放出~久宝寺間・20年3月開通)、                                 |
|         |                    |                 | い状況の中、都市経営を効率的に実施す                          | ・企業誘致  | 中之島線 (20 年 10 月開通)、阪神なんば                             |
|         |                    |                 | るため、組織統合も含めた新たな連携に                          | 世来の女<br>  旭硝子㈱、パナソニック㈱の大規模エ  | 線開通(21年3月開通)を整備                                      |
|         |                    |                 | ついて検討する。                                    | 場の誘致での連携を行うことができた。   | ・「府知事と市長との意見交換会」を6回開                                 |
|         |                    |                 |   | THE STATE OF THE S | 催 (20 年 4 月~)  |
|         |                    |                 |   | ・水道事業  | ・「府市水道事業統合検証委員会」を設置し、                                |
|         |                    |                 |   | 府市水道事業の統合協議については、  | 検証結果報告書が市長と府知事に提出さ                                   |
|         |                    |                 |   | 最終的に白紙となったが、「府知事と市   | れた(20年9月~21年1月)                                      |
|         |                    |                 |   | 長との意見交換会」など、フルオープン   | ・府等と共同で実行委員会を設立し(平成                                  |
|         |                    |                 |   | の場で徹底した議論を重ねたことで、府   | 20 年 8 月)、経済界の協力のもと、「環境                              |
|         |                    |                 |   | の用水供給料金の値下げを可能とする  | 先進都市・水都大阪の挑戦」を基本テー                                   |
|         |                    |                 |   | ことができた。  | マに上海万博へ出展(平成 22 年 5~10                               |
|         |                    |                 |   |  | 月)   |
|         |                    |                 |   | ・イベント  | ・夢洲・咲洲地区の活性化に府市で連携し                                  |
|         |                    |                 |   | 「水都大阪 2009」、「上海万博大阪出展」   | て取り組むため、「夢洲・咲洲地区活性化                                  |
|         |                    |                 |   | などのイベント開催を府市及び経済界等   | 共同チーム」を発足(22年7月)                                     |
|         |                    |                 |   | との連携で開催することができた。   | ・契約業務における府市連携として「物品」                                 |
|         |                    |                 |   | ・他の古町サトの海性   | (災害備蓄用アルファ化米)の共同購入」                                  |
|         |                    |                 |   | ・他の市町村との連携<br>21年4月に開設した、「大阪市救急安心  | (22 年 2 月・23 年 1 月)及び「入札参加<br>資格登録の共同化」(22 年 2 月~)を実 |
|         |                    |                 |   | 21 年4月に開設した、「人阪甲救忌女心  <br>  センター」を府内市町村と連携し、「救急  | 賃格登録の共同化」(22 年 2 月~) を美  <br>  施                     |
|         |                    |                 |   | センター」を府内市町村と連携し、「秋志  <br>  安心センターおおさか   として対象エリア   | <sup>- 旭</sup><br> ・府市水道事業の統合協議については、最               |
| <u></u> |                    |                 | 10  | メルビンテ―ののでか」として対象エリチ  | ・ 川川小坦   |

| 課題 | 具体的取組               | 取組目標   | 5年間の取組成果  | 主な実績  |
|----|---------------------|--|---|---|
|    |                     |  | を府内全域に拡大し、府内全ての市町村民に対して救急医療相談サービスを提供することができるようになった。   | 終的に白紙となったが、本協議を通じて府の用水供給料金の値下げを実現(22年4月) ・府内15市と連携し、救急医療相談の共同運営(救急安心センター)を開始(22年4月)さらに、対象地域を府内全域(33市9町1村)に拡大(22年12月)・国際コンテナ戦略港湾の選定に向け、大阪市、神戸市、大阪府、兵庫県など6者が応募者となって計画書を選定委員会に提出し、阪神港が国際コンテナ戦略港湾に選定される(22年8月)・国の総合特区制度「国際戦略総合特区(仮称)」に、国際コンテナ戦略港湾促進協議会(大阪市、神戸市、大阪府、兵庫県及び経済団体により構成)として、「阪神港国際コンテナ戦略港湾総合特区」を提案(22年9月)                     |
|    | ②市政全般への民間企業等との協働の推進 | 外郭団体を含めた大阪市政全般について民間企業等との協働を推進する (1) 外郭団体を含めた事務事業全般について官民協働推進の観点から企業等から提案を募集する (2) 検討体制を整備する | ・公共サービスの担い手の最適化などを目的とした「大阪市提案競争型民間活用」の制度を創設し、民間事業者等の活用や、協働を進めていく取組を推進することができた。 ・各所属の各事業分野においても取組が進められ、企業等との官民協働を推進することができた。 | ・「大阪市提案競争型民間活用監理委員会」を設置(20年8月) ・「大阪市提案競争型民間活用基本方針Ver.1」を策定(21年3月) ・民間事業者等から本市事業への参画についての提案を募集し、第一次対象事業を選定(21年10月) ・第一次対象事業について事業実施の具体化に向け所管局における実施要項の作成、事業者選定等の実施(22年度) ・「大阪市提案競争型民間活用基本方針Ver.1.1」に改訂(22年12月) ・民間事業者等からの提案募集を実施(23年1~2月) ・民間事業者等からの提案募集を実施(23年1~2月) 「主な実績」・「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」への参加事業者の拡大・「大阪駅周辺における大規模災害時帰宅困 |

| 課題 | 具体的取組                           | 取組目標  | 5年間の取組成果  | 主な実績   |
|----|---------------------------------|---|---|--|
| 課題 | <b>具体的取組</b> ③市民・地域団体との健全な協働の推進 | 取組目標  (1)個別事業推進に際して、ワークショップ手法を活用するなど、市民参画の仕組みづくりを図る  (2)「未来わがまち会議」を活用し、区レベルでの地域活動のさまざまな課題について議論するための場(プラットフォーム)を形成  (3)各局・各区ホームページの充実を図り、財務情報や市民利用施設の一元的な利用案内など、市民が必要とする情報を分かりやすくかつ積極的に情報公開・情報発信を行う | 市長と市民との対話の場を拡充し、市民との協働を進めることができた。  「大阪市市民活動推進条例」を制定し、市民活動を推進するための基本理念や基本的施策を明らかにし、「地域コミュニティ活性化ビジョン」及び「大阪市協働指針」を策定することにより地域コミュニティの活性化と協働意識の醸成に向けた施策実施の基盤を構築することができた。  各区における「未来わがまち会議」の活 |  |
|    |                                 | (4)地域振興会等地域団体や、コミュニティ協会・社会福祉協議会等本市の関与の大きい関連団体等への委託料、補助金等について実態を調査し、健全な協働推進を図る   |   | ・  |
|    |                                 | (5)不明瞭であるとの批判のある地域団体など各種団体との関係について点検し、<br>業務委託契約・施設利用のあり方などを<br>見直す   | 対する地域振興交付金を設け、住民主体の<br>基礎的な地域活動の継続性の確保及び安<br>定化を図るため財政的な支援を再編整理<br>し、市地域振興会会計及び事務局体制につ<br>いても日赤関係と明確に区分した。  | ・「包括外部監査の結果及び意見の概要(補助金及び交付金の財務事務の執行について)」を公表(18年2月)・「補助金等のあり方に関するガイドライン」を策定(19年3月)・地域振興活動協力費交付要綱(18年4月 |
|    |                                 | 21  |   | 制定)を廃止し新たに、安全で安心して<br>暮らせるまちづくりに対する助成制度を<br>策定(19年4月)  |

| 課  | 題              | 具体的取組                      | 取組目標  | 5年間の取組成果   | 主な実績  |
|----|----------------|----------------------------|---|--|---|
|    |                |                            |   |  | ・安全で安心して暮らせるまちづくりに対する助成制度を廃止し、地域振興活動補助金及び地域振興交付金に統合(20年4月)・地域振興活動補助金を廃止し、地域コミュニティづくりなどの活動等に役立てるよう地域交付金として交付するため地域振興交付金要綱を改正(23年3月)                    |
| 5  | 恒常的評価体<br>制の構築 | ①局・区経営方針と連動した行政<br>評価      | (1)各局・区において局長・区長改革マニフェストを反映し、かつ、具体的な目標を掲げた局・区経営方針の作成と局・区経営方針に連動した評価システムを構築 (2)市役所の中での意思決定(予算編成や施策の選択と集中など)のPDCAサイ | 局経営方針の策定により、各局の目標像・使命や主な経営課題、課題解決のための事業戦略が明らかになり、透明性の向上や市内部における組織目標の共有化につながった。<br>毎年度、達成目標の実現に有効かという観点から、戦略と具体的取組の進捗状況を一体的に評価することで、戦略レベルでの | ・外部委員による「大阪市行政評価委員会」<br>を設置(18年3月)<br>・各局において局経営方針を策定<br>(18年4月~)<br>・経営方針と連動した行政評価の仕組みに<br>ついて確立(19年2月)<br>・評価結果をもとに、戦略や具体的取組等<br>を適宜見直し、翌年度の経営方針に反映 |
|    |                |                            | 他来の選択と集中など)のドロじ A サイクルと連動した評価システムの設計 (3)各事業において既存のデータの数値化による現状分析の実施とその分析結果に基づく評価の実施 (1)今回分析を行っている67の事業につい         | 一体的に評価することで、戦略レヘルでの<br>評価が可能となった。<br>評価結果をもとに、戦略や具体的取組等<br>を適宜見直し、翌年度の経営方針に反映させるというPDCAサイクルの確立が図られた。<br>局経営方針や局の自己点検について、外                 | を適且見直し、翌年度の経営方針に反映<br>させるというPDCAサイクルを確立<br>(19年4月~)   |
|    |                | ②第三者評価委員会による独立した包括的評価体制の確立 | て、見直し状況を監視 (2)各局・区の自己点検結果を2次的に評価 (3)個別の事業について、民間経営のノウハウを取り入れた評価・見直しを行う  | 部の視点から包括的に評価を実施し、必要な指導、助言を行うとともに、次年度の局経営方針策定にあたっても、必要な指導・助言を行うなど、外部の視点からの評価体制を確立することができた。  | を設置 (18 年 3 月) ・各局の局経営方針と自己点検について、<br>市内部の 2 次評価を行った上で、行政評<br>価委員会において評価し、委員会の意見<br>を公表 (19 年 4 月~)   |
|    |                |                            | (4)独立した立場で独自の評価手法により<br>広範かつ包括的に評価を行う   |  |   |
| VI | 職員の生産性         | の向上                        |   |  |   |
| 1  | 勤務実績の給         | ①職務給(職務と責任に応じた給            | (1)一般行政職 5 級、7 級など職務給の原則<br>上課題があるので、級別標準職務・昇格  | 一つの補職・職責に対して一つの級に級<br>別標準職務・昇格基準を見直すとともに、  | ・「職員の給与に関する条例」を改正(19年3月)  |

| 課題       | 具体的取組                    | 取組目標                                       | 5年間の取組成果                                  | 主な実績   |
|----------|--------------------------|--|---|--|
| 与への反映    | 料)の原則の徹底(級別標準職           | 基準の見直しを行う                                  | 給料表上異なる級間の給料水準の重なり                        |  |
|          | 務・昇格基準の見直し)              |  | の縮小措置、給料表における各級の最高額                       |  |
|          |                          | (2)年功的な要素が強い給料表の構造を見                       | に達した以降の昇給廃止により、職務と責                       |  |
|          |                          | 直し、給料表上異なる級間の給料水準の                         | 任に応じた職務給の原則を徹底すること                        |  |
|          |                          | 重なりの縮小などの措置を講ずる                            | ができた。                                     |  |
|          |                          |  |   |  |
|          |                          | (3)給料表における各級の最高額に達した                       |   |  |
|          |                          | 以降の昇給を廃止する                                 |   | the file of the late of the la |
|          | ②新たな人事評価に基づく勤勉手          | 人事評価制度を活用し、勤勉手当に成績                         | 勤勉手当への成績率と査定昇給制度を                         | ・勤勉手当の成績率の導入   |
|          | 当成績率の導入と昇給制度の構築(査定昇給の導入) | 率を導入するとともに個々の勤務実績を                         | 導入することにより、従前に比べ、より勤                       | 課長代理級以上の職員(18年12月)   |
|          | 衆(重足升和の等八)               | 反映した昇給制度を実施する                              | 務実績を反映した給与制度に改善するこ                        | 係長級以下の職員(19年12月)   |
|          |                          | <b>叶叶里双子小 "你你会回</b> 帮你会写用古色                | とができた。                                    | ・査定昇給制度(19年度昇給~)   |
|          | ③特殊勤務手当及び給料の調整額          | 特殊勤務手当・給料の調整額の運用実態                         | 社会情勢や勤務環境の変化を勘案し、特別ないの思熱等の変化がある。          | ・「職員の特殊勤務手当に関する条例」を改   |
|          | の技本的見直し                  | を改めて精査し、職務の特殊性が時代の変                        |   | 正(19年3月)   |
|          | の扱本的兄直し                  | 化とともに失われていないかどうか等も<br>含め、必要性及び妥当性を改めて検証し、  | 精査し、抜本的な見直しを行うことにより、人件費抑制効果を得ることができた。     | ・「大阪市の給与・定員管理等の状況」の公表 (19年2月~)   |
|          |                          | 「喜め、必要性及び妥当性を成めて検証し、<br>「抜本的な見直しを実施する      | り、人件質抑制効果を得ることができた。<br>また、特殊勤務手当等の支給状況を公表 | 表 (19年2月~)   |
|          |                          | 扱本的な見直しを美施する<br>  (1)①著しい特殊性が認められるか、②重     |   |  |
|          |                          | (1) ①者しい特殊性が認められるが、②重   複していないか、③支給方法は適切か、 | することにより透明性を高めることがで  <br>  きた。             |  |
|          |                          | 後していないが、③又相方法は過切が、<br>  ④金額は妥当かについて、基準を定めた | e /_ 。                                    |  |
|          |                          | 上で、個々の手当の方向性を明らかに                          | · 特殊勒務手当数                                 |  |
|          |                          | し、見直しを行う                                   | * 行外割物ナヨ奴<br>  38 手当(17 年度)⇒21 手当(22 年度)  |  |
|          |                          | し、元直しを打り                                   | - 支給額 (決算額)                               |  |
|          |                          | (2)特殊勤務手当・給料の調整額の種類、                       | 17 年度: 57 億円                              |  |
|          |                          | 支給額、支給要件や査定昇給の実施状況                         | 22 年度: 12 億円(見込み)                         |  |
|          |                          | など、給与制度全般について市民に分か                         | (▲45 億円▲78.9%)                            |  |
|          |                          | りやすく公表する                                   |   |  |
|          |                          | 職員本人の意思を尊重し、個人の能力と                         | 希望降任制度を導入することにより、個                        | ・希望降任制度の導入(17年 12月)  |
| 2 職員の資質向 | ①希望降任制度の実施               | 意欲に応じた任用を行うことにより、職員                        | 人の能力と意欲に応じた職務に職員を従                        |  |
| 上のための柔   |                          | の意欲の向上、組織の活性化を図ることを                        | 事させることができた。                               |  |
| 軟かつ厳格な   |                          | 目的として、職員本人の希望に基づき、現                        | ・制度適用数:21人(23年3月時点)                       |  |
| 制度の導入    |                          | 在の役職から下位の役職への降任を行う                         |   |  |
|          |                          | 制度を導入する                                    |   |  |
|          |                          | 人事評価制度を活用し、勤務実績が不良                         | 「分限処分等に関する指針」を策定し、                        | ・「分限処分等に関する指針」を策定  |
|          | ②人事評価制度に基づく分限降任          |  | 勤務成績が不良な職員に対する分限処分                        | (19年4月)(最近改正22年7月)   |
|          | 等の仕組みのルール化               | ール化を行う                                     | の仕組みのルール化を図った。また、勤務                       |  |

| 課 | 題 | 具体的取組 | 取組目標 | 5年間の取組成果   | 主な実績 |
|---|---|-------|------|--|------|
|   |   |       |      | 実績が不良な職員に対してより効果的な<br>指導・改善が行えるよう指針の見直しを行<br>うことにより、公務能率の維持及び適正な<br>運営を確保することができた。 |      |

## 【②コンプライアンス改革】

| = | 果  題        | 具体的取組        | 取組目標   | 5年間の取組成果   | 主な実績  |
|---|-------------|--------------|--|--|---|
| I | 透明性の確保      | ·<br>民       |  |  |   |
| 1 | 公正確保の仕組みづくり | ①内部統制システムの確立 | 内部統制システムを確立して服務規律や事故防止の徹底及び公務員倫理の高揚を図る (1)各局区ごとにコンプライアンスの統制システムを確立 (2)内部コンプライアンス部門を設置 (3)「公正職務執行に関する要綱」を改正する・団体や市民からの要請・要望などすべての案件内容を記録することを義務づける・議員からの要請・要望についても同様の措置を講じる (4)公益通報制度の導入・内部通報体制を整備する (5)職員の処分基準の設定・処分基準を策定し、明確化し周知する (6)コンプライアンスに関する条例を制定するために、助役プロジェクトチームを立ち | 制)を活用して、公益通報案件に係る調査、内部監察を実施し、公正確保の仕組みづくりができた。  ・各所属長を「内部統制責任者」とするの体制を構築することができた。  ・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定し、「公益通報受」を創設することができた。  ・公益通報受理件数3,329件 うち3,090件について処理完了  ・「懲戒処分に関する指針」を策定し、職員に周知することにより、ことの服務規律確保の取組を進めることができた。 ・内部監察 | に充実し実施(21年5・6月) ・「服務規律確保プロジェクトチーム」を<br>設置(22年3月) ・「不祥事根絶プログラム」を策定                   |
|   |             | ②外部監視制度の構築   | 上げる 市長直属の(仮称)コンプライアンス委員会(大阪市版の行政オンブズマン制度といえるもの)を創設 内部のコンプライアンス機能を高めるために、市長直属の独立外部機関として(仮称)コンプライアンス委員会を設置する。  | し、公益通報制度を構築・運用することにより、コンプライアンス確保に努める   | (22年6月) ・不祥事根絶推進チームを設置(22年9月) ・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき、「大阪市公正職務審査委員会」を設置(18年4月) |

| 課題            | 具体的取組                 | 取組目標   | 5年間の取組成果  | 主な実績   |
|---------------|-----------------------|--|---|--|
| 京本 発音         | ③入札制度(電子入札)の改革        | (1)電子入札の適用範囲の拡大等<br>今後、事業者側の理解を求めつつ、電子入<br>札の適用範囲を可能な限り速やかに拡大<br>し、平成 19 年度中には原則として全件に<br>ついて電子入札によって対応する。<br>(2)公募型指名競争入札の適用範囲を拡大<br>工事請負の公募型指名競争入札について、<br>平成 18 年度から対象工事の下限金額を現<br>行の約 2 分の 1 に引き下げる<br>(3)業務委託契約の標準プロセスを定めたガ<br>イドラインを策定<br>入札等契約の事務手続きについて、一元的<br>な取扱とするため、業務委託契約の標準的<br>なプロセスを定めたガイドラインを策定<br>する | 電子入札による事後審査型制限付一  | ・電子入札の導入適用範囲の拡大<br>(18年4月~)<br>・公募型指名競争入札の適用範囲を拡大<br>(18年6月)<br>・事後審査型制限付一般競争入札を導入<br>(18年6月)<br>・事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲を拡大(18年10月~)<br>・「業務委託契約事務ガイドライン」の策定(18年10月)<br>・電子入札の原則全件適用(19年8月)<br>・予定価格が200万円を超える全種目の業務委託契約の入札事務(一般競争入札を電子入札で行うもの)を原則として契約管財局で実施(20年6月)<br>・原則として、全件事後審査型制限付一般競争入札の実施(20年6月)<br>・業務委託契約事務ガイドラインの改正<br>(21年2月)<br>・電子調達システム更新の検討とあわせて、入札契約事務の一元化拡大について検討実施(21年7月~)<br>・随意契約ガイドラインの策定(22年2月) |
| 2 情報公開の徹<br>底 | ①情報公開制度の原則公開運用の<br>定着 | (1)17年度中に情報公開の推進に向けて市民<br>から意見を募集して、個別課題についての<br>解決策を職員に周知   | を定めたガイドラインを策定し、適正化に努めることができた。<br>情報公開制度の原則公開運用の定着を図るため、職員への周知を図り、職員に「原則公開」の制度運用を定着させる | ・電子調達システム更新の検討とあわせて、入札契約事務の一元化拡大について検討を行い、方針を確定(23年1月)<br>・募集した市民の意見に対し、本市の考え方を公表(17年11月)<br>継続して意見募集を実施   |
| ) ES          | 人·伯                   | (2)17 年度中から毎年度、「監理団体に準ずる本市と密接に関連する団体」の情報公開を実施 (3)17年度中に「原則公開」趣旨を踏まえた   | ことができた。<br>(参考)全国情報公開度ランキング<br>政令市・市長部局<br>18~20年度 1位<br>21年度 4位                      | ・「情報公開推進のための指針」を作成し職員に周知<br>(17年7月策定・最近改訂22年2月)<br>・「説明責任を果たすための公文書作成指針」を策定(18年1月)<br>・文書管理の徹底を図るため「公文書管理  |

| 課題 | 具体的取組           | 取組目標   | 5年間の取組成果                              | 主な実績  |
|----|-----------------|--|---------------------------------------|---|
|    |                 | 実践的で具体的なガイドラインの作成                            | の拡大(17年5月、地方3公社。18年4                  | 条例」を施行(18年4月)                               |
|    |                 |  | 月、本市が設立した地方独立行政法人)、                   | ・新たに非公開決定をする場合、「市長自                         |
|    |                 | (4)「情報公開制度の目的達成」と「文書管                        |                                       | らが判断する仕組みを導入(17年7月)                         |
|    |                 | 理に係るコンプライアンスの徹底」を目的<br>に「文書管理条例」を制定する        | できた。                                  |   |
|    |                 | 「ガラス張り」の市政を実現し、市民の市                          | 情報公開室の設置をはじめとした取                      | ・市政改革本部情報公開プロジェクトチー                         |
|    | ②積極的に情報開示していく行政 | 政参加を推し進める観点から、これまでの情                         | 組を行い「原則公開」の制度運用を定着                    | ムの設置(17 年度)                                 |
|    | 運営スタイルへの転換      | 報公開の徹底に関する取組に加えて、請求を                         | させ、積極的に情報開示していく行政運                    | ・各局・区役所における「市民の声」につ                         |
|    |                 | 待つまでもなく、市民が必要とする情報が、                         | 営スタイルに転換することができた。                     | いて「市民と市政をつなぐ広聴ガイドラ                          |
|    |                 | わかりやすく確実に伝わる、「積極的な情報                         | 公開請求を待つまでもなく、市長交際                     | イン」、「広聴マニュアル」を策定(18 年                       |
|    |                 | 開示・市民との情報共有」の風土を根付かせ                         | 費、補助金に係る情報、入札契約情報な                    | 3月)   |
|    |                 | る  | どをホームページで公表するとともに、                    | ・広聴広報戦略プロジェクトの設置                            |
|    |                 | (1)政策の立案段階からの情報開示について                        |                                       | (18年 12月)                                   |
|    |                 | ガイドラインを策定し、周知するなど、市                          |                                       | ・公文書の不存在を理由とする非公開につ                         |
|    |                 | 政情報の積極的な開示を推進する                              | を推進した。                                | いても「市長自ら判断する仕組み」の対                          |
|    |                 |  | 機会を捉え、職員に積極的な情報開示                     | 象とした (20年3月)                                |
|    |                 | (2)「市長自ら判断する仕組み」について、                        |                                       | ・情報公開室の設置(20年4月)                            |
|    |                 | 公文書の不存在を理由として非公開とし                           |                                       | ・市民の声施策反映検討会を設置                             |
|    |                 | ようとする場合についてもその対象とし、                          |                                       | (20年4月)                                     |
|    |                 | その運用の厳格化を図る                                  | の情報発信する必要が高い施策の策定                     | ・市政だよりの基本文字を大きくするとと                         |
|    |                 | (0)  | 状況に関する情報をとりまとめ、ホーム                    | もに、デザイン・レイアウトなどの工夫                          |
|    |                 | (3)情報公開の徹底に関する研修により、「積                       |                                       | により目に優しく読みやすい紙面の制作                          |
|    |                 | 極的な情報開示・市民との情報共有」につ                          | 研修実施回数                                | (20年4月)                                     |
|    |                 | いての職員の意識改革を進める                               | 19 年度 8 回                             | ・TV・ラジオに市長自ら市政情報をわかり                        |
|    |                 | (4) 末足が必要しまえ焦起さんかりやくまく                       | 20 年度 16 回                            | やすく伝えるコーナーの新設(20年4月)<br>・文書主任研修等以外に各所属の実態に即 |
|    |                 | (4)市民が必要とする情報をわかりやくすく<br>効果的に発信するため、ホームページの全 |                                       | ・ 人青王仕研修寺以外に各所属の美態に即した出前研修を実施(20年9月~)       |
|    |                 | 対朱的に発信するため、ホームページの主   面リニューアルをはじめ、広報ツールの改    | 22 年度 37 凹                            | ・施策の策定過程に関する情報開示を行う                         |
|    |                 | ■ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | ホームページへのCMS導入で情報                      | ・ 他界の                                       |
|    |                 | 音を11.7                                       | 発信を適時効果的に行うことができた。                    | ニュアルを策定(20年12月)                             |
|    |                 | (5)市民の意見を広く聴き、施策に反映させ                        | また、各ページから市へのご意見・要                     | ・ホームページの全面リニューアル及び各                         |
|    |                 | るため、ホームページを活用した市民から                          |                                       | ページから市へのご意見・要望を受ける                          |
|    |                 | の積極的な意見聴取を実施するとともに、                          | 取を進めることができた。                          | 入口を設置(21年3月)                                |
|    |                 | 施策への反映状況など、市政情報をわかり                          | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | ・「策定中の施策をチェック!」をホーム                         |
|    |                 | やすく発信していく双方向の広聴・広報シ                          | 世論調査や市政モニター制度を活用                      | ページに掲載(21年6月)                               |
|    |                 | ステムの構築に取組む。また、市長自ら市                          |                                       | ・なにわ元気アップ会議                                 |
|    |                 | 民と直接対話する機会を拡充する                              | 政運営に反映することができた。                       | 63 回(20 年 4 月~23 年 3 月)                     |
|    |                 | NCERNIH / UKACIMIC / O                       | ~~~ CC/C                              | 00 H (20   1/1 20   0/1/                    |

| 課題        | 具体的取組                  | 取組目標  | 5年間の取組成果  | 主な実績   |
|-----------|------------------------|---|---|--|
|           |                        | (6) 上記の取組を一体的効果的に推進していくためのエンジンとして、広聴、広報、報道、情報公開の部門を一元化した組織を設置する   | また、市長が積極的に市民と対話する機会を拡充することができた。   | <ul> <li>・ウェルカム!!なにわ元気アップ会議<br/>23回(20年4月~23年3月)</li> <li>・なにわ元気アップフォーラム<br/>13回(20年4月~23年3月)など</li> <li>・市長会見の同時配信をUストリームで行うとともに、ホームページ上にもアクセスしやすいよう設定(22年6月)</li> <li>・市政改革の取組成果などの広報ビデオを作成し、ホームページに掲載、区役所の情報コーナー等で放映(22年7月)</li> <li>・「事業仕分け(第3回)」をインターネットでライブ中継するとともに、録画映像の配信、オンラインアンケートを実施(22年8月~)</li> </ul> |
|           | ③監理団体・関連団体の情報公開<br>の徹底 | 監理団体(66)及び報告団体(10)に加えて<br>その他の大阪市の関与が大きい関連団体<br>(70)のあわせて146団体に対する大阪市の<br>財政的・人的関与の具体的な状況を公表する<br>など、情報公開の徹底を図る   | 大阪市の関与が大きい団体についても詳細な決算内容の開示により、情報公開の徹底を図り、組織運営の透明性を向上することができた。  | ・ホームページに大阪市の「人的関与」及び「財政的関与」のページを追加し、団体別に役職員の状況や、補助金・委託料・借入金等の状況に関する情報を公表(17年11月~)  |
| 3 財務情報の開示 | ①公会計制度の抜本的見直し          | (1) 資金使途の明確化 ・資金の流れについて、外部からのチェックを可能とするため、資金がどのような自的で、どのような方法で、どこに、どのようにして、どれくらい使われているのか、資金の使途を明らかにしていく。・まず、委託料など実際の使われ方がわかりにくい経費の内訳や、施設運営にかかるコストなどを明らかにする情報の開示を行う。  (2) 民間企業並みの会計情報の開示と事業価値の評価手法の導入・公営・準公営企業会計について、より経営的な観点に立って事業の財務状況の実態を的確に把握し、リスク管理に役立てられるよう、減損会計の導入や退職給与 | 建物施設の運営費、建物以外の施設(道路・公園などの地上構造物)の維持管理費の使途が明らかになり、中でも委託料については、契約方法、外郭団体に対する委託や再委託の実態を把握することができた。また、らのチェックが容易になり、外方法、適当形態等の見直しができた。公営・準じたするとによりの開演等の成果をもた。との関係を対できた。公営・準におり、民間企業のによりを作成・公司を表を計において、下アきたの関係を対したより、民間企業のの対象を対したより、民間企業のの対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対 | ・資金使途の明確化のため、箱物施設の管理運営費を公表(18年10月)<br>・公営・準公営企業会計におけるアニュアルレポート・経営分析調書を公表(19年度~)<br>・箱物施設に加え、道路や公園など箱物施設以外の施設の維持管理経費についても公表(19年12月~)<br>・新たな国の通知(19年10月)に基づいた連結財務書類4表(貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書)を公表(22年2月)  |

| 課題        | 具体的取組                    | 取組目標   | 5年間の取組成果  | 主な実績   |
|-----------|--------------------------|--|---|--|
|           |                          | 引当金の計上を検討するなど民間企業的な視点での財務諸表の整備等を行う。<br>・また、市営住宅事業など収入のある事業についても、財務状況の的確な把握に努める。<br>・事業の価値を評価する手法の導入を検討する。                                | の向上につなげることができた。   |  |
|           | ②予算・決算情報のきめ細かな開示         | (1)予算書・決算書を補完する資料の作成<br>主要な事業について議会や市民からのチェックを可能とするため、事業内容をきめ<br>細かく開示する予算書や決算書の補完資料を作成する。   | のきめ細やかな開示を図ることができた。<br>また、各局の補助金等の状況を取りまとめた一覧表や「補助金等のあり方に関  | ・予算綱要や主要事業の概要など予算資料について、市民により解りやすく作成するとともに、節・細節別予算額調を新たに作成。また、人件費予算や改革の取り組みなど主要な項目公表(18年2月)・補助金支出一覧(決算)の公表   |
|           |                          | (2)補助金や委託料に関する決算情報の開示<br>補助金や委託料の名目、支出先、決算額に<br>ついて、局・課別に個別具体情報の開示を<br>行う。   | するガイドライン」に基づき作成した「補助金等見直しチェックシート」全件とそれによる見直し状況(19 年度~21年度の3年間で266項目、▲109億800万円の見直し)を公表することにより、きめ細やかな情報開示を推進することができた。  | (16 年度決算~) ・補助金に加え、貸付金・委託料一覧表を<br>公表 (17 年度決算~) ・「補助金等のあり方に関するガイドライ<br>ン」の策定 (19 年 3 月) ・ガイドラインに基づくチェックシートに<br>よる効果の検証結果の公表(20 年 2 月~)                   |
| Ⅱ 社会責任の   | ·<br>遂行                  |  |   |  |
| 1 「安全」の確保 | ①安全管理に関する全庁的な取組<br>体制の確立 | (1)全庁的に事故情報を共有する仕組みを作り、各局の事故防止に役立てる<br>(2)各局の担当者が定期的に集まり、発生した事故やそれぞれの取組のノウハウについて情報・意見の交換を行う<br>(3)専門家や民間企業の担当者を招聘し、安全管理の体系的な模範事例構築の一助とする | 大阪市安全管理委員会及び委員会を<br>円滑に運営するための専門部会(交通・<br>市民施設・工事・作業現場)を設置し、<br>事故情報の集約・一元化・共有化を図る<br>ことにより、各局の事故防止対策を構築<br>することができた。<br>・安全管理委員会報告件数<br>19 年度 ⇒ 22 年度<br>市全体(286件)⇒(245件)▲14%<br>《内訳》<br>交通事故(235件)⇒(205件)<br>市民利用施設(44件)⇒(34件)<br>エ事作業(7件)⇒(6件) | <ul> <li>・各局等の危機管理マニュアル改訂<br/>(18年4月、19年7月)</li> <li>・「大阪市安全管理委員会」及び「専門部会(交通・市民施設・工事・作業現場)」を設置(18年10月)</li> <li>・テロ行為による特殊災害への対処訓練を実施(19年6月~)</li> </ul> |

| 課題 | 具体的取組           | 取組目標                        | 5年間の取組成果                     | 主な実績                                  |
|----|-----------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
|    |                 | <br>  (1)市民を巻き込んだ事故の圧倒的比率を占 | 民間企業の専門家を講師とした研修             | 「バス事業〕                                |
|    | ②多発する交通事故の削減に向け | める交通事故について、専門家や民間企業         | やドライブシミュレーターによる安全            | •「交通局自動車部事故防止推進計画」「営                  |
|    | た対策の導入          | 担当者の招聘、民間企業への派遣研修、危         | 適正診断など実効性のある交通安全対            | 業所別事故防止推進計画」を策定                       |
|    |                 | <b>険予知トレーニングの実施など、効果的な</b>  | 策を講じることにより、交通事故削減の           | (18年8月)                               |
|    |                 | 事故予防策を導入する                  | 効果を得ることができた。                 | ・「安全管理規程」の制定及び「安全統括                   |
|    |                 |                             |                              | 管理者」の選任による安全管理体制の構                    |
|    |                 | (2)市バス・ごみ収集車については、事故件       | 市全体(安全管理委員会報告件数)             | 築(18年10月)                             |
|    |                 | 数が多いことから、特に重点的に取り組む         | 19年度:235件⇒22年度:205件(▲13%)    | ・アルコールチェックの厳格化(19年4月)、                |
|    |                 | こととする                       |                              | 直営営業所へのアルコール検査結果の                     |
|    |                 |                             | (バス事業)                       | データ管理が可能な検知器導入                        |
|    |                 |                             | 18 年度の有責事故 315 件を 246 件 (22  | (22年1月)                               |
|    |                 |                             | 年度)に削減                       | [地下鉄事業]                               |
|    |                 |                             | (▲69 件・▲22%)                 | ・「ヒューマンエラーに起因する事故が発                   |
|    |                 |                             | ( -                          | 生したときの重点指導研修実施要領」の                    |
|    |                 |                             | (ごみ収集)                       | 策定 (18 年 4 月)                         |
|    |                 |                             | 18 年度有責事故 90 件を 62 件 (22 年度) | ・「飲酒対策実施要領」を策定(19年9月)                 |
|    |                 |                             | に削減 (4.29 /# 4.210/)         | <ul><li>・運輸安全マネジメント担当の設置</li></ul>    |
|    |                 |                             | (▲28件・▲31%)                  | (21年4月)<br>「ごみ収集車]                    |
|    |                 |                             |                              | しこみ収集単]<br> ・交通事故防止に関する要綱の見直しを実       |
|    |                 |                             |                              | ・父囲争政防止に関する安禰の見直しを夫<br>施(18 年 8 月)    |
|    |                 |                             |                              | ・民間損保会社を講師とした安全運転研修                   |
|    |                 |                             |                              | 会の開催(19 年度~)                          |
|    |                 |                             |                              | ・ドライブシミュレーターによる安全適正                   |
|    |                 |                             |                              | 診断 (損保会社) の実施 (19年度)                  |
|    |                 |                             |                              | ・ドライブレコーダーによる運転分析実施                   |
|    |                 |                             |                              | (20 年度~)                              |
|    |                 |                             | 大阪市安全管理委員会(市民施設専門            | ・プールの一斉再点検及び対策の実施                     |
|    | ③市民利用施設における事故の削 | により、全庁的な事故情報を共有するとと         | 部会)を設置し、事故情報の集約・一元           | (18年8月)                               |
|    | 減に向けた対策の導入      | もに、そこでの議論を活用して、多くの局         |                              | <ul><li>安全設計マニュアルの作成(19年3月)</li></ul> |
|    |                 | に共通する、市民利用施設における事故防         |                              | ・ 遊具等施設安全管理要領の作成                      |
|    |                 | 止対策を講じる                     | い、未然防止に向け各所属の事故防止策           | (19年5月)                               |
|    |                 |                             | や安全設計マニュアルを反映した施設            | ・地下鉄ホームへ可動式ホーム柵を設置                    |
|    |                 | (2)事故が発生した場合は、その発生経緯を       | 整備を実施することによって市民の安            | 今里筋線(18 年 2 月)、長堀鶴見緑地線                |
|    |                 | 十分に調査の上、施設の安全運営に反映す         | 全を確保することに努めることができ            | のうち市内 16 駅(22 年度)                     |
|    |                 | る                           | た。                           | ・3 浄水場の見学ルート安全柵の整備                    |
|    |                 |                             |                              | (19年3月)                               |

| 課題       | 具体的取組           | 取組目標                     | 5年間の取組成果                      | 主な実績                       |
|----------|-----------------|--------------------------|-------------------------------|----------------------------|
|          |                 | (3)利用者である市民に使い勝手が良いもの    | 市全体(安全管理委員会報告件数)              | ・「大阪市教育委員会危機管理対応マニュ        |
|          |                 | とするため、新たな施設を建設する際に       | 19 年度: 44 件⇒22 年度: 34 件(▲23%) | アル」を策定(18年3月)              |
|          |                 | は、ユニバーサルデザインを意識した設計      |                               | ・道路照明等現場総点検を実施             |
|          |                 | とする                      |                               | (18年11月)                   |
|          |                 |                          |                               | ・コンクリート塊落下事故に伴う橋梁点検        |
|          |                 |                          |                               | を実施(19年8月、21年4月)           |
|          |                 | (1)ISO14001 認証未取得の大規模事業所 | 中央卸売市場のオフィスエリアの               | [ISO14001]                 |
| 2 環境への配慮 | ①大阪市自らが率先した環境保全 | での認証取得                   | IS014001 認証を取得できた。            | IS014001 の認証取得・更新の取組       |
|          | 行動の強化           | 環境負荷の高い大規模事業所をISO        |                               | ・中央卸売市場の一部事務所部分について        |
|          |                 | 14001 認証取得の目標対象として検討し取   | 全庁的に庁内環境保全行動計画(エコ             | IS014001 認証を取得(19 年 12 月)  |
|          |                 | 得する。                     | オフィス 21) に基づく環境保全の取組を         | オフィス系庁舎 IS014001 の認証更新     |
|          |                 |                          | 展開し、省エネルギー、省資源、廃棄物            | (20年12月)                   |
|          |                 | (2)職員全員による積極的な環境活動の取組    | の減量・リサイクルを推進した。               | 消防局、財政局の全市税事務所を認証範         |
|          |                 | 現在、庁内環境保全行動計画(エコオフ       | また、大阪市グリーン調達方針や電力             | 囲に追加(21 年 12 月)            |
|          |                 | ィス21)を策定して全庁的に環境保全の      | の調達に係る環境配慮指針を策定し、環            |                            |
|          |                 | 取組を展開している。               | 境に配慮した物品などの調達を推進し             | 〔環境保全〕                     |
|          |                 | 今後はそれを継続させる一方で、局長の       | た。                            | ・市バス、消防車など低排出ガス車へ転換        |
|          |                 | 責任のもとで局独自に取組む重点事項と       | 特に、IS014001 の認証を取得している        | ・「庁内環境保全行動計画(エコオフィス 21)」   |
|          |                 | その目標を定めて積極的に実施していく。      | オフィス系庁舎では、環境保全の取組の            | 18~20 年度行動目標を策定(18 年 5 月)  |
|          |                 |                          | 結果、21 年度のエネルギー使用量を 19         |                            |
|          |                 |                          | 年度と比べ約 7.7%削減することができ          | 21~23 年度行動目標を策定(21 年 11 月) |
|          |                 |                          | た。                            | ・大阪市グリーン調達方針の改定            |
|          |                 |                          | これを CO2 排出量に置き換えると約           | 公共工事分野の追加など(21年6月)         |
|          |                 |                          | 1,500 トンの削減に相当する。             | ・「大阪市電力の調達に係る環境配慮指針」       |
|          |                 |                          | また、電気、都市ガス、ガソリン、上             | の策定(20 年 11 月)             |
|          |                 |                          | 水、コピー用紙の削減量を経費換算する            |                            |
|          |                 |                          | と、19 年度と比べ 21 年度には約 7,500     |                            |
|          |                 |                          | 万円の経費削減効果があったと試算し             |                            |
|          |                 |                          | ている。                          |                            |
|          |                 | 現在大阪市では、環境にかかわって多くの      | 毎年、環境基本計画の進捗状況につい             |                            |
|          | ②環境関連計画の推進      | 計画に基づく事業が展開されている。全般に     | て全庁的な取りまとめを実施し、PDC            | を作成(14 年度~)                |
|          |                 | 順調に推移しているが、中には計画が未達成     | Aサイクルに基づいた総合的な観点か             | ・第Ⅱ期環境基本計画の概要版(後期)を        |
|          |                 | のもの、あるいはそもそも計画の具体的な期     | らの点検・評価を行い、計画の着実な進            | 作成(19年3月)                  |
|          |                 | 限が明らかでないものがある。今後は、「未     | 行管理を行うことができた。                 | ・「大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗        |
|          |                 | 達成の計画の確実な実行」、「明確な工程表の    | また、点検・評価結果については、ホ             |                            |
|          |                 | 作成」などに取組む                | ームページにて公表し、市民に本市の環            |                            |
|          |                 |                          | 境施策への取組状況を周知することが             | ほか)等でのヒートアイランド対策モデ         |

| 課題        | 具体的取組  | 取組目標   | 5年間の取組成果                               | 主な実績  |
|-----------|--|--|--|---|
| 3 個人情報の保護 | ①市が保有している個人情報の必要性の再チェック ②委託先業者が保有する個人情報の保護対策 | 既に保有している個人情報の必要性を見直す (1)大阪市役所がこれまでの業務の必要上保有した個人情報について、現時点での必要性を改めてチェックし、既に必要性がなくなった個人情報を直ちに廃棄する (2)総務局は、各局・各区役所が現に保有する個人情報のリストの提出を局・区に求める (3)各局・各区役所による毎年度の点検実施と結果の報告と公表を義務付ける (1)公の施設の指定管理者に対し、協定において個人情報保護の趣旨を徹底させるとともに、その趣旨が確実に履行されていることをチェックする (2)業務委託については、契約において定め | 所属のニーズに即した出前研修等を通<br>じて個人情報保護に関する職員の意識 | ル事業の実施(19年6月~) ・ドライ型ミスト装置導入サポート制度の<br>創設、拡充(20年6月~) ・「緑の基本計画重点アクションプラン3」<br>を策定(21年4月) ・「第2期大阪市役所温室効果ガス排出抑<br>制等実行計画」に基づき20年度排出量<br>の算定(21年度) ・学校運動場の芝生化の実施(17年度~) ・校舎の壁面緑化(20年度~) ・業務の必要上保有した個人情報について<br>の必要性を再確認及び不要情報の廃棄<br>の点検を実施(17年6月~) ・各所属が保有する個人情報のリストを取<br>りまとめて公表(19年7月~) ・文書主任研修等以外に各所属の実態に即<br>した出前研修を実施(20年9月~) ・毎年度の点検実施と結果の報告と公表を<br>実施(17年6月~) ・指定管理者に対し、協定において個人情報保護の趣旨を徹底させるとともに、事<br>業報告によりその履行を確認すること<br>とした<br>・個人情報保護主任会議等において、委託<br>業務における個人情報の管理状況につ |
|           | ③市職員自身の個人情報保護                                | られた個人情報保護対策が実施されているか総点検する  (1) 職員個人の住所や電話番号などの記載の可否、記載する際のやり方などを統一す  | 職員住所録の発行停止など、職員個人の住所や電話番号など個人情報の流出     | いての調査を実施し、委託先事業者への<br>指導・監督を徹底するよう要請<br>(17年6月~)<br>・指定管理者に対し、個人情報保護の趣旨<br>を徹底、履行状況をチェック(17年9月)<br>・コンプライアンス委員会の助言に基づ<br>き、発行協力の見直し(18年5月)  |

| 課     | 題                | 具体的取組           | 取組目標                         | <br>  5年間の取組成果                        | 主な実績                                      |
|-------|------------------|-----------------|------------------------------|---------------------------------------|---|
| HAIL. | <b>K</b> E       | ンでは、これのでは、      | -1X12 LI 1X                  | C I INTO ANALYSIS                     | 7 5×190                                   |
|       |                  |                 | る                            | を防ぐことにより、職員がトラブルに巻                    | ・職員録(管理職名簿)の発行停止                          |
|       |                  |                 |                              | き込まれる事案を未然に防ぐことがで                     |   |
|       |                  |                 | (2) 民間事業者による名簿等の発行協力に関       | きるようになった。                             |   |
|       |                  |                 | しては、市民の疑惑を招くことがないよう          |                                       |   |
|       |                  |                 | にコンプライアンス委員会のガイダンス<br>のもとに行う |                                       |   |
|       |                  |                 | 0 6 2 121) 7                 |                                       |   |
|       |                  |                 | (3)事業者の役員への職員の就任を禁ずる         |                                       |   |
| тт на | 員の自立・自己          | <b>计然</b> 理     |                              |                                       |   |
| 111 車 | 【貝の日 <b>工・</b> 日 | 土官理             |                              |                                       |   |
|       |                  |                 | 職員が自らの業務の価値や意義を日常的           | 職場改善運動を活性化するため事例                      | ・職場改善運動事例発表会「カイゼン甲子                       |
|       | 主的改革・改           | ①職場改善運動の展開      | に見つめ直して職場の改善に取組む運動を          | 発表会「カイゼン甲子園」を開始すると                    | 園」を実施し、職場改善事例の共有を図                        |
| 善     | <b>唇の基盤整備</b>    |                 | 展開                           | ともに、その運動の一層の自主的・自律                    | った(17~19 年度)                              |
|       |                  |                 |                              | 的な浸透を図るため「元気アップ運動」                    | ・「生活保護業務にかかる現場改善につい                       |
|       |                  |                 | (1)職員が現在の仕組みや制度の範疇内での        | を展開し、改善事例の取組について全市                    | て」を市政改革推進会議で公表(19 年                       |
|       |                  |                 | 議論を活性化させながら仕事に密着した           | 的に共有化を図ることができた。                       | 10月)                                      |
|       |                  |                 | 課題について自主的に取組む改善運動を           |                                       | ・新たな事例発表会として、職員提案制度、                      |
|       |                  |                 | スタート                         | - 「カイゼン甲子園」職場改善事例<br>17~19 年度 1,133 件 | 政策提案支援制度及び元気アップ運動                         |
|       |                  |                 | <br>  (2)各局・区での取組実施を経て、18年2月 | 「一切 年度 1, 133 円                       | の3つの提案・改善運動にかかる「提<br>案・改善合同報告会」を開催(20年度~) |
|       |                  |                 | に全庁的発表会を開催し、優秀事例を共有          | 20~22 年度 260 件                        | ・元気アップ勉強会・部会の実施、改善事                       |
|       |                  |                 | することによって改善し続ける職場風土           | 201-22 中夏 200 円                       | 例を共有・検索できるシステムの作成                         |
|       |                  |                 | の醸成につなげる                     |                                       | (21 年度~)                                  |
|       |                  |                 | 職員が前向きにチャレンジできる新しい           | 提案・改善運動の3事業(政策提案支                     | ・「メールを活用した職員から市長への政                       |
|       |                  | ②新しい職員提案制度の作り直し | 職員提案制度の作り直し                  | 援制度、職員提案制度、元気アップ運動)                   | 策提案」の実施。(18~19 年度)                        |
|       |                  |                 | (1) 福岡市のプロポーザル運動を参考とした       | を展開、「提案・改善合同報告会」を開                    | ・職員のアイディアを事業化することをめ                       |
|       |                  |                 | 新たな制度を構築                     | 催することにより、事例の共有化を図る                    | ざした「職員ベンチャー制度」の実施。                        |
|       |                  |                 |                              | とともに職員のモチベーションを向上                     | (18~19年度)                                 |
|       |                  |                 | (2)横浜市のアントレプレナーシップ制度を        | することができた。                             | <ul><li>・上記2事業を統合した「政策提案支援制</li></ul>     |
|       |                  |                 | 参考とした新たな制度を創設                | • 政策提案応募件数                            | 度」の実施。(20年度~)                             |
|       |                  |                 |                              | 20~22 年度 74 件                         | ・「提案・改善合同報告会」を実施                          |
|       |                  |                 |                              | ・職員提案応募件数                             | (20 年度~)                                  |
|       |                  |                 |                              | 20~22 年度 247 件                        |   |
|       |                  | ③大阪市職員行動指針の策定   | 職員が実際に行動に移せる「大阪市職員行          | 「大阪市職員行動宣言」を職員が参加                     | ・「大阪市職員行動宣言」を策定(18年 11                    |
|       |                  | ◎八  X           | 動指針」の策定                      | して策定し、全職員を対象に周知するこ                    | 月)  |
|       |                  |                 | (1)「当たり前のこと」を徹底するほか、そ        | とにより、天阪巾職貝としての当たり削                    | ・各所属における、大阪市職員行動宣言に                       |

| 課 | 題 | 具体的取組 | 取組目標  | 5年間の取組成果 | 主な実績  |
|---|---|-------|---|----------|---|
|   |   |       | れぞれの地域での社会貢献活動励行など、市民から信頼される大阪市役所職員としての行動を明確化することにより、職員の意識向上、行動の実践につなげていく  (2)上からの押し付けではなく、策定段階からさまざまな職員が参加して自主的な行動指針とすることによって、積極的に行動する気運をつくる |          | 基づく行動状況を調査し、ポータルに掲載 (19年8月) ・研修の場を活用した啓発の実施 (20年5月) |

## 【③ガバナンス改革】

|   | 題 題                    | 具体的取組                  | 取組目標  | 5年間の取組成果  | 主な実績   |
|---|------------------------|------------------------|---|---|--|
| I | 経営体制の評                 | -<br>再構築               |   |   |  |
| 1 | トップマネジ<br>メント機能の<br>強化 | ①資源の集中管理体制の確立          | (1)都市経営会議の役割の再構築<br>i 基本政策及び重要施策の意思決定<br>ii 人事・資産・予算の総枠に関する意思決定及び一元管理<br>iii 局を超えた人材・資産の流動化の方針の決定<br>iv 特別会計事業の監視など新たな役割の設置<br>(2) 最終意思決定の場としての都市経営会議と執行会議の分離<br>(3) 市政改革基本方針の進捗監視<br>改革マニフェストの進捗状況を定期的に把握し、進捗監視と軌道修正を促すため、都市経営会議メンバーと外部有識者等で構成する会議を月に1回程度開催する。 | 都市経営会議の役割の再構築など、トップマネジメント機能を強化を図るとともに、市政改革室による市政改革基本方針の進捗を図ることができた。 | ・19 年度の予算編成とともに各局経営方針(案)の作成を行いマネジメント機能を強化した(18年10月~)・外部の有識者や市政改革本部員が参加して市政改革の進捗等についてチェックするとともに都市経営会議メンバーと意見交換する「市政改革推進会議」の設置、運営・資産・職員の流動化プロジェクトチームを設置し、集中管理体制を確立した・局経営方針に基づく取組の評価及び進捗状況等を踏まえ、市としての重要課題・問題点を把握したうえで、次年度の方針に反映するよう指導(18年度~)・「広聴広報戦略プロジェクト」を設置(18年12月)・「経費削減プロジェクト」を設置(18年12月)・「経費削減プロジェクト」「区役所窓口業務改善プロジェクト」を設置(20年4月)・「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」を策定(21年3月)・同ビジョンに関わる具体的事業については重点予算を活用し21年度予算に反映・同ビジョンの実現に向けた施策・事業の進捗管理及び総合調整を実施(21年4月~) |
|   |                        | ②実効性ある市長の経営補佐機能<br>の確立 | (1)経営企画室・市長室・改革本部等の重複体制の整理  | 政策企画室を設置し、局横断的な課題<br>について、調整機能の強化を図るなど、<br>組織の設置、再構築により、経営補佐機       | ・経営企画監のもと経営企画室、市政改革<br>室、広報報道室、東京事務所を設置し、<br>市長の経営補佐部門を再構築(18 年 4  |
|   |                        |                        | <ul><li>(2)人事・資産・予算の基本方針の策定</li><li>(3)都市経営会議の事務局機能</li></ul>   | 能の強化を図ることができた。  | 月)<br>・市政の重要課題に対して、意思決定の場<br>として都市経営会議、議論・情報共有の<br>場として執行会議を設置(18年1月)し、  |
|   |                        |                        | (4)市政改革基本方針の推進に関する調査・調  |   | 毎週2、3回程度開催して効果的な運営   |

| (6) 報道、広報機能の統括 (7) 連升を必り、分析を認識し、総合的な国際化議の確認を図るため、計劃測整局の都市プロモーション及び企業務政(国)である務金政策企画家へ再編(21年4月)・ 徳本経営会業と執行会議を必本化し、市政運営の基本力針、重要施策その他市政の重要事項に関する最終的な意思決定を行う政策会議をおたに設置 (22 年4月) (7) 機断的課題への対応 (7) 機断的課題について、副市長プロジェ・ 向下後に、当時、(21年4月)・ 徳本経営会業と対方と、主要策論、その他市政の重要事項に関する最終に定を行う政策会議をおたに設置 (22 年4月) (22 年4月) (3) 機断的課題への対応 (3) 機断的課題への専任スタッフを設置と市長の経営補佐部門と連携 (3) 機断的課題への専任スタッフを設置と市長の経営補佐部門と連携 (3) 機断の課題に関いて、副市長では、実質的に機能していない推進本部体制などを見直するとともに、実質的に機能の企業態に関して副市長プロジェーとができた。 (3) 機断の課題に関して副市長プロジェース・デン・アンイアンス等で表記を課題への専任スタッフを設置と市長の経営補佐部門と連携 (3) 機断の課題への専任スタッフを設置と市長の経営補佐部門と連携 (3) 機断の課題への専任スタッフを設置と市長の経営補佐部門と連携 (3) 機断の課題への専任スタッフを設置と市長の経営補佐部門と連携 (4) 地域本部体制の見直し方針を各局に提出でいて決定(38年3月)・ 市長、副市長の保険・とトップとする既存権語を紹介の見直し方向について決定(38年3月)・ 市長、副市長の保険・とトップとする既存権語を紹介の見直し方向について決定(38年3月)・ 市長、副市長の保険・とトップとする既存権語を記していて決定を認定していて対策を通り、 (18年10月)・ 市長、副市長の保険・とトップとする既存権語をおいて対策を通り、 (18年10月)・ 市長、副市長の保険・とトップとする既存権語を指しているが発展を対策を通り、 (18年10月)・ 市長・副市長の報告を持定しているが発達を表しているが表しているが表しませないで表しているがあります。 | 課題 | 具体的取組      | 取組目標   | 5年間の取組成果                                | 主な実績  |
|--|----|------------|--|---|---|
| 2 局と局長・区と ①市長に対する局長・区長の責任 より、市長に対する局長・区長の達成目 エスト、局経営方針の作成(18年2月)   |    | ③横断的課題への対応 | (5) 横断的課題(副市長プロジェクトなど)解決の推進 (6) 報道、広報機能の統括  (1) 横断的課題については副市長プロジェクトとし、権限をもった推進本部体制を設ける (2) 実質的に機能の失われた推進本部の廃止・見直し (3) 横断的課題への専任スタッフを設置と市 | クトを設置するとともに、実質的に機能<br>していない推進本部体制などを見直す | ・トップマネジメントの補佐機能の充実を図るため、経営補佐部門を再編(政策室の独立革室の独立所属と)(20年4月) ・海外ネットワークや海外関連情報を集約し、総合的な国際化施策の推進を図っため、計画調致に関する事務、事務を政策に関する事務を政策を高高の政策を画室を行う政策を対する事務を改善の重要を行う政策を対する事務を改善を行う政策をでは、市政での重要を行う政策をでは、18年3月) ・副市経営に関いて規則化(18年2月)とのな課題に関して規則化(18年2月)といる課題に関して規則を表示を設置・既存推進本部体制の見直し方の取組状況をフォローアップし、活動状況について執行会議で確認(18年10月)・見直しの取組状況をフォローアップし、活動状況について執行会議で確認(18年10月)・市長、副市長(助役)をトップとする既存推進本部44の内廃止・が等再構築するもの29件推進本部体制の検討を要するもの4件 |
|  |    |            |  | より、市長に対する局長・区長の達成目                      | ェスト、局経営方針の作成(18年2月)   |

| 課題          | 具体的取組                    | 取組目標                                | 5年間の取組成果                                    | 主な実績                                  |
|-------------|--------------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------------|
| けと責任の明      |                          | った局長・区長の目標管理制度の実施                   | 管理制度の実施などにより、市政改革の                          | (18年4月)                               |
| 確化          |                          |                                     | 進捗を図ることができた。                                | ・所属長による昇任昇格を伴わない係長級                   |
|             |                          | (3)局内・区内組織の弾力的運営のための権限              | また、所属内における係長級以下の人                           | 職員の人事異動実施についての取扱を                     |
|             |                          | の付与                                 | 事異動(昇任を伴う場合を除く)の権限                          | 定めた(18年 10月)                          |
|             |                          |                                     | を所属長とすることにより、事務事業を                          | ・「区取組み方針」を作成し、年度途中                    |
|             |                          | (4) 局議等の内容と機能の刷新                    | より弾力的に運営することができた。                           | の「中間振り返り」、年度終了後に「自                    |
|             |                          |                                     |   | 己評価」を実施し公表(19 年度~)                    |
|             |                          | (5)局長・区長の達成目標と責任、結果責任を              |   |                                       |
|             |                          | 踏まえ、処分等の基準の明確化                      |   |                                       |
|             |                          | (1)局内・区内の改革マニフェスト推進のため              | 局経営方針の策定により、各局の目標                           | ・外部委員による「大阪市行政評価委員会」                  |
|             | ②局・区経営方針と評価システム          | の各部課における目標と期限の明確化、                  | 像・使命や主な経営課題、課題解決のた                          | を設置(18年3月)                            |
|             | の確立                      |                                     | めの事業戦略が明らかになり、透明性の                          | ・各局において局経営方針を策定                       |
|             |                          | (2)実効性ある部課長の目標管理システムの               | 向上や市内部における組織目標の共有                           | (18年4月~)                              |
|             |                          | 導入                                  | 化につながった。                                    | ・経営方針と連動した行政評価の仕組みに                   |
|             |                          |                                     | 毎年度、達成目標の実現に有効かとい                           | ついて確立 (19年2月)                         |
|             |                          | (3) 局長・区長の改革マニフェストに沿った              |   | ・評価結果をもとに、戦略や具体的取組等                   |
|             |                          | 局・区経営方針の策定と従来型の局運営方                 | 況を一体的に評価することで、戦略レベ                          | を適宜見直し、翌年度の経営方針に反映                    |
|             |                          | 針の廃止                                | ルでの評価が可能となった。<br>評価結果をもとに、戦略や具体的取組          | させるという P D C A サイクルを確立<br>(19 年 4 月~) |
|             |                          | <br>  (4)(1)~(3)の実施状況は第三者評価委員会      | 評価結果をもとに、戦略や具体的取組  <br>  等を適宜見直し、翌年度の経営方針に反 | (19年4月~)                              |
|             |                          | (4)(1)~(3)の美施仏流は第二省評価安員会<br>  に報告する | 寺を適且兄直し、笠牛皮の柱呂刀町に及  <br>  映させるというPDCAサイクルの確 |                                       |
|             |                          |                                     | 吹させるというPDCAサイクルの確  <br>  立が図られた。            |                                       |
|             |                          |                                     | 市民ニーズへの対応、同種の事業の整                           | ・経営企画監のもと経営企画室、市政改革                   |
| 3 組織の再構築    | ①内部の組織構造の見直し             | にみやすい単位ごとにくくり直し、局の統                 | 理などを踏まえた局組織の再編整備(市                          | 室、広報報道室、東京事務所を再編し、                    |
| 0 //11/19/0 | © 1 Jan 12 Jan 19 Jan 19 | 廃合・再編成を行う。また、市民の視点か                 | 政改革室、こども青少年局、情報公開室                          | 市長の経営補佐部門を再構築(18 年 4                  |
|             |                          | ら見てわかりにくい、局をまたがって縦割                 | 等)や内部の組織構造の見直しを図るこ                          | 月)                                    |
|             |                          | りになっている課組織について、市民ニー                 | とにより、組織の再構築ができた。                            | ・次世代育成部門やまちづくり部門等を再                   |
|             |                          | ズの高い政策・施策単位にくくり直し、局                 |   | 編整備(19年4月)                            |
|             |                          | を超えた課の再編成を行う                        | 政策テーマごとに組織を整理統合す                            | ・市長、助役をトップとする推進本部体制                   |
|             |                          |                                     | るとともに、現行の推進本部、プロジェ                          | を改廃も含め見直し、実効性のある体制                    |
|             |                          | (2)現行の推進本部、プロジェクトチームを総              | クトチームのあり方を見直すことによ                           | にした                                   |
|             |                          | 点検し、統廃合、見直しを行う                      | り、的確に市民ニーズに対する企画・実                          | ・トップマネジメントの補佐機能の充実強                   |
|             |                          |                                     | 施力を高めた体制となり、より効率的な                          | 化を図るため、経営補佐部門を再編(政                    |
|             |                          | (3)地域の実情に見合った事業の企画実施が               | 市政運営ができるようになった。                             | 策企画室、情報公開室の新設、市政改革                    |
|             |                          | 行えるよう事業所間の組織連携、予算の提                 |   | 室の独立部局化)(20年4月)                       |
|             |                          | 案を行う                                |   | ・市長、副市長(助役)をトップとする既存                  |
|             |                          |                                     |   | 推進本部 44 の内                            |
|             |                          | 37                                  |   |                                       |

| 課題 | 具体的取組           | 取組目標  | 5年間の取組成果                                 | 主な実績                               |
|----|-----------------|---|--|------------------------------------|
|    |                 |   |  | 廃止・再編・統廃合するもの 29件                  |
|    |                 |   |  | 助役プロジェクト等再構築するもの 2件                |
|    |                 |   |  | 推進本部体制の検討を要するもの 4件<br>継続するもの 9件    |
|    |                 | <u>□</u><br>□ 監理団体をはじめとする外郭団体の一元的統            | 「市政改革マニフェストに基づく新し                        | ・団体別役職員の状況を公表                      |
|    | ②監理団体のガバナンスの再構築 | 括監理   | い行財政改革計画」において監理団体、                       | (17年11月~)                          |
|    |                 | (1) 経営状況の監視・コントロール                            | 報告団体、事業関連団体についての統廃                       | ・監理団体等を一元的に総括管理するた                 |
|    |                 |   | 合及び委託料の見直し目標を策定し具                        | め、外郭団体等調整会議を設置                     |
|    |                 | (2)役員構成の見直し                                   | 体的な取組を実施することなどにより、                       | (18年3月)                            |
|    |                 | 民間の経営ノウハウを有する人材等の積極                           | 監理団体のガバナンスの再構築を図る                        | ・「市政改革マニフェストに基づく新しい                |
|    |                 | 的登用   | ことができた。                                  | 行財政改革計画」を策定(18年3月)                 |
|    |                 |   | ᆝᅒᄝᄔᅉᅑᄺᅩᄝᄾᇈᄡᇿᆓᆝᅒᄝ                        | ・「大阪市退職者の外郭団体等への再就職                |
|    |                 | (3)各団体の役員の実態を毎年公表。別途開始<br>する職員OBの再就職状況調査と連携し、 | ・外郭団体等評価委員会において外郭団<br>体等の統廃合・再編、経営改善、委託料 | 等に関するガイドライン」を策定<br>(18 年 6 月)      |
|    |                 | 9 る職員OBの再就職状沈調宜と連携し、<br>  役員人事が適材適所であることを市民に対 | 体等の机発音・再編、程呂以普、安託科  <br>  の見直しなどについて審議   | (18 年 6 月)<br> ・団体の各所管局に、所属長をトップとす |
|    |                 | して、説明できる体制をとる                                 | 計 59 回開催 (H17. 4~H23. 3)                 | る外郭団体等監理委員会の設置を要請                  |
|    |                 |   | The minimum of the second                | (18年12月)                           |
|    |                 | (4) 理事長には必ず民間人の登用の検討を義                        | ・団体別役職員の状況及び職員OBの外                       | ・「外郭団体等の改革推進について」を策                |
|    |                 | 務付ける。また、理事の半数以上を民間出                           | 郭団体等への再就職状況を公表。                          | 定(21年3月)                           |
|    |                 | 身者とする   |  | ・「大阪市外郭団体改革計画」を策定                  |
|    |                 | (C) T-1-1-1                                   | ・23 年度以降、外郭団体等役職員の採用                     | (23年3月)                            |
|    |                 | (5)委託料の見直し                                    | にあたっては、原則公募手続きを実施。                       |                                    |
|    |                 | 民間事業者等活用の可能性や経済性、施策<br>  効果などを点検              | (一部本市OBの就任が必要な役員ポーストを除く)                 |                                    |
|    |                 | <b>対末なこ</b> を点検                               | ストを除く)                                   |                                    |
|    |                 |   | ・本市〇B職員の公募にあたっては、22                      |                                    |
|    |                 |   | 年度に設けた「大阪市人材データバン                        |                                    |
|    |                 |   | ク」を活用することとし、本市OBの役                       |                                    |
|    |                 |   | 員就任手続の透明化を図る。                            |                                    |
|    |                 |   |  |                                    |
|    |                 |   | ・外郭団体等への委託料の見直し                          |                                    |
|    |                 |   | 【委託料総額】<br>979 億円(17 年度決算)               |                                    |
|    |                 |   | ⇒562 億円 (21 年度決算)                        |                                    |
|    |                 |   | (▲417 億円)                                |                                    |
|    |                 |   | 【競争性のない随意契約】                             |                                    |
|    |                 |   | ⇒387 億円(21 年度決算)                         |                                    |

| 課題       | 具体的取組                 | 取組目標   | 5年間の取組成果  | 主な実績   |
|----------|-----------------------|--|---|--|
|          |                       |  | 今後、委託事業は、必要性の再精査や<br>競争性手続きの導入により、平成 27 年<br>度までに<br>【委託料総額】<br>562 億円を 3 割削減し 393 億円<br>【競争性のない随意契約】<br>387 億円を 5 割削減し 193 億円<br>とすることを目標に見直しに取り組む<br>計画を策定。 |  |
| Ⅱ 区政改革   |                       |  |   |  |
| 1 区の自律経営 | ①区長への権限の移譲(予算・人事)     | (1)予算について区役所の直接要求(政策立案部分)の実施<br>現在の局所管業務単位に細分化された局を通じた予算配分をやめ、区役所が直接、財政局へ予算要求できるように権限を移譲する。<br>(2)区長公募制の導入<br>庁内から区長を通常の異動に合わせた人事<br>異動ではなく、応募制により公募し、適正・<br>意欲(取り組みたい課題)・実績などにより<br>選抜する。         | 接予算要求を可能にするとともに、区の  | <ul> <li>・区長の庁内公募を実施(18年4月~)<br/>18年度の公募区長:1名<br/>19年度の公募区長:2名<br/>20年度の公募区長:1名<br/>21年度の公募区長:1名</li> <li>・予算規則の一部を改正(18年11月)</li> <li>・区政改革基本方針を策定(19年3月)</li> <li>・地域課題や現場実態に基づく組織体制を整備(19年4月~)</li> </ul> |
|          | ②政策形成の強化、機能の拡大・充<br>実 | (1) 区経営方針の策定<br>区で実施している業務について現状分析を<br>し、区として取り組むべき検討課題、具体<br>的な対応策などを立案。<br>(2) 経営方針の策定の大前提である、地域の住<br>民ニーズを把握するための機会・場を増や<br>すとともにIT等を活用<br>具体的取組<br>アンケート実施、意見箱・市民の声の活用、<br>幹部職員の説明会・出前講座での意見の活 | ーネット等を活用した区民モニターを<br>全区で実施するなど、市民の意見を聴取<br>する機会が増えた。<br>各区の税務業務を市税事務所に集約  | ・「区取組み方針」の策定、中間振り返りの公表及び自己評価を実施(19年度~)・出前講座を全区にて実施(20年度~)・区民モニターの全区実施(22年度~)・各区の税務担当課を市税事務所に集約(19年10月)・総務事務センターに共通管理業務を集約(20年10月)・生活環境監視センターを市内5ヶ所に開設(20年11月)  |

| Ē | 果   題  | 具体的取組           | 取組目標   | 5年間の取組成果                                  | 主な実績                                   |
|---|--------|-----------------|--|---|--|
|   |        |                 | 用、区のホームページを活用した意見の募                          | できた。                                      |  |
|   |        |                 | 集。   |   |  |
|   |        |                 |  |   |  |
|   |        |                 | (3) 効率性・住民ニーズなどの観点から、集約 化することで効率化が図られる業務につい  |   |  |
|   |        |                 | 化することで効率化が図られる未務につい<br>  ては集約化するなど、区で行うべき業務を |   |  |
|   |        |                 | 再設計する  |   |  |
|   |        |                 | (1)サービス窓口の再配置                                | サービスカウンターでの住民票の写                          | <ul><li>・サービスカウンターにおける住民票等の</li></ul>  |
| 2 | 地域に応じた | ①新たな業務単位の検討     | 各種申請書類の交付などを区役所以外の市                          | し等の休日発行や南港ポートタウンサ                         | 証明書の休日発行(18年9月)、戸籍関                    |
|   | 業務の再構築 |                 | の施設、事業所などでも可能なようにする。                         | ービスコーナーでの戸籍謄本等の即時                         | 係の一部の証明書の休日発行(23 年 3                   |
|   |        |                 |  | 発行を可能とした。                                 | 月)                                     |
|   |        |                 | (2) 賦課徴収体制の複数区単位での集約化                        | また、インターネットによる申請用紙                         | ・市税事務所の開設(19年 10月)                     |
|   |        |                 | 地方分権による税源移譲の動きにあわせ、                          | の配信を行うことにより市民の利便性                         | ・「行政区と区役所のあり方研究会」を設                    |
|   |        |                 | 賦課徴収事務強化のため、賦課徴収体制を                          | が向上した。                                    | 置(19年11月)                              |
|   |        |                 | 集約化する。                                       | また、24区役所の税務担当課を7箇所                        | ・複数区連携による事務事業の共同実施に                    |
|   |        |                 |  | の市税事務所に集約することによる事                         | かかる検討について、中間的なとりまと                     |
|   |        |                 | (3)政策立案対象となる区域の統合                            | 務の効率化で約▲300 人の見直しを図る                      | めを行い、公表(21年3月)                         |
|   |        |                 | 現在の 24 区体制では、区域・人口がバラバラで非効率なため、複数の区を統合した新    | など、効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営を図ることができた。また、収      | ・複数区共同による契約事務の試行実施により、メリット・デメリットの検討(21 |
|   |        |                 | うく非効率なため、複数の区を統合した新<br>  たな政策立案単位と組織を検討する。   | 伽と連呂を図ることができた。また、収<br>  納率等を改善できた。        | より、メリット・テメリットの検討(21)<br>年度~22 年度)      |
|   |        |                 | たな政策立条単位と恒概を検討する。                            | 附年寺で以告しこた。<br>  政策立案対象となる区域の統合の検          | 十及 · 22 中及)                            |
|   |        |                 |  | 計については、市立大学と共同で「行政                        |  |
|   |        |                 |  | 区と区役所のあり方研究会」を設置し、                        |  |
|   |        |                 |  | 中間的なとりまとめを行い、新たな市政                        |  |
|   |        |                 |  | 改革で事務事業の効率化について取組                         |  |
|   |        |                 |  | むこととした。                                   |  |
|   |        |                 | (1)「未来わがまち会議」を活用し、区レベル                       | 各区において、地域活動を支援するた                         |  |
|   |        | ②地域活動のプラットフォームの | での地域活動のさまざまな課題についての                          | め支援体制作りを行い、「未来わがまち                        | 当制度を実施                                 |
|   |        | 形成と活動支援         | 議論する場(プラットフォーム)を形成                           | ビジョン」等の取組を通じて、区レベル                        |  |
|   |        |                 | (O) [ + +                                    | で地域の様々な課題について議論する                         | (18年度~)                                |
| 1 |        |                 | (2)「未来わがまちビジョン」や地域独自計画                       | ことができた。                                   | ・地域活動の実態把握に向けたアンケート                    |
|   |        |                 | を市民主体で推進するため、人材面・資金<br>面からの支援                | 地域活動に関するアンケートを実施し実態把握を行った上で、地域活動の支        | 及び地域インタビューを実施<br>(19年7月~9月)            |
|   |        |                 | 囲がりの又抜                                       | し美感化権を打つた工で、地域活動の支<br>  援のための読本を活用した学習会やフ | ・地域活動の人材育成・発掘支援のための                    |
|   |        |                 | ┃<br>┃(3)地域の住民ニーズを把握するための機                   | 接のための記本を活用した子自会 ピン                        | 読本を作成(20年3月)                           |
|   |        |                 | 会・場を増やすとともにITなど活用                            | 支援を行った。                                   | <ul><li>・出前講座を全区にて実施(20年度~)</li></ul>  |
|   |        |                 |  |   | ・地域活性化についての学習を希望するグ                    |

| 課  | 題      | 具体的取組           | 取組目標                          | 5年間の取組成果                                | 主な実績                                 |
|----|--------|-----------------|-------------------------------|---|--------------------------------------|
|    |        |                 |                               | また、地域に出向いて区役所の業務内                       | ループ・団体への講師派遣を実施                      |
|    |        |                 |                               | 容などを説明する「出前講座」やインタ                      | (21 年度~)                             |
|    |        |                 |                               | ーネット等を活用した区民モニターを                       | ・区民モニターの全区実施(22年度~)                  |
|    |        |                 |                               | 全区で実施するなど、市民の意見を聴取                      |                                      |
|    |        |                 |                               | する機会が増えた。                               |                                      |
|    |        |                 | (1) 全区統一による業務実施から区役所独自        | ・予算規則の一部を改正し財政局へ直接                      | ・日曜開庁の試行実施(18年10月~)、日                |
|    |        | ③区役所の独自取組の推進    | 業務の実施への転換                     | 予算要求を可能にするとともに、19年度                     | 曜開庁の実施(20年4月~)                       |
|    |        |                 | 現在の全区統一による業務の実施にとどま           | から区の特性に応じて組織体制を整備                       | ・予算規則の一部を改正し、局から区役所                  |
|    |        |                 | らず、区役所の課題や特性に応じた業務が           | できるようにしたことで、地域の実情に                      | に一部の予算移管(19年度予算~)                    |
|    |        |                 | 実施できるよう、局の統制をやめ、権限・           | 応じた事業を実施できるようになった。                      | ・各区の実情に応じた組織体制の整備                    |
|    |        |                 | 予算などの制度面を変更する。区役所間で           | (22 年度区予算総額 42 億 7, 700 万円)             | (19 年度~)                             |
|    |        |                 | の健全な競争状態をつくる。                 |   | ・申請書類の見直し(19年1月~)                    |
|    |        |                 | 例:休日開庁、育児相談業務の重点化             | ・区役所職員の創意工夫により、様々な                      | ・ワンストップ窓口の実施                         |
|    |        |                 |                               | 市民サービス向上の促進を図ることが                       | (港区 19 年 1 月・天王寺区 22 年 2 月・          |
|    |        |                 | (2)区役所の自主的な改善への取組の実施          | できた。                                    | 西淀川区 22 年 6 月)                       |
|    |        |                 | 「区役所検定」の実施(業務に精通した区           | ・日曜、年度末・年度始め開庁の実施                       | ・証明書発行窓口の設置(19年1月~)                  |
|    |        |                 | 職員の知識や経験を体系化)、区役所の特性          | ・請求用紙の統合                                | ・地域の子育て支援ネットワーク作り                    |
|    |        |                 | に応じた研修の実施、申請書類の見直し(記          | たい 佐半の口にかいったのしこか正                       | (18年度~)                              |
|    |        |                 | 載内容の重複、様式、設置場所などの見直           | なお、複数の区において次のような取り                      | ・「区役所検定」の実施(19年5月)                   |
|    |        |                 | し)、区のホームページの改善・充実など、          | 組が行われた。                                 | ・自転車利用適正化事業「トライアルプラ                  |
|    |        |                 | 区役所独自で資源の活用や人材・スキルの<br>向上を図る。 | ・ワンストップ窓口の実施<br>・証明書発行窓口の設置             | ン」の実施(20 年度~)<br>・「市民サービスの向上」や「業務の効率 |
|    |        |                 |                               | ・証明書先行窓口の設直<br> ・地域の子育て支援ネットワーク作り       | 化・コスト削減」など窓口業務の最適化                   |
|    |        |                 |                               | ・地域の子育で支援ネットラーク作り   ・自転車利用適正化事業 など      | に向けた検討を行い、「区役所窓口業務                   |
|    |        |                 |                               | ・日転車利用過圧化事業 など                          | 改善計画」を策定(22年3月)                      |
|    |        |                 |                               | 考書により、職員が担当以外の業務につ                      | 以晋司画」を永足(22 平 3 万)                   |
|    |        |                 |                               | いて再確認することができた。                          |                                      |
| ш  | 人材育成   |                 |                               | V - СТРИЕВЬ У - О С С Л С С Л С С Л С С |                                      |
|    |        |                 | (1)能力と実績に基づく新たな人事評価制度         | 全職員を対象に、新たな人事評価制度                       | ・全職員を対象とした新たな人事評価制度                  |
|    | 力・実績に基 | ①能力と実績に基づく新人事評価 | を導入する                         | を導入するとともに、評価結果の開示を                      | を導入(18年4月)                           |
|    | づく人事管理 | 制度の導入           |                               | 求める職員に対し開示と説明を行うな                       | ・相談窓口の設置(18年8月)                      |
| σ, | )推進    |                 | (2)人事評価結果のフィードバックシステム         | ど人事評価結果のフィードバックシス                       | ・人事評価実施(18 年 10 月~)                  |
|    |        |                 | の構築                           | テムを構築したほか、制度を円滑に運営                      | ・外部専門家による参加型の評価者訓練を                  |
|    |        |                 |                               | するため、人事評価に関する相談窓口を                      | 実施(18年度以降、毎年実施)                      |
|    |        |                 | (3)人事評価に関する相談窓口を設置する          | 設置するなど、能力と実績に基づく人事                      | ・全職員を対象としたアンケートの実施                   |

| 課      | 題   | 具体的取組           | 取組目標                                       | 5年間の取組成果           | 主な実績                 |
|--------|-----|-----------------|--|--------------------|----------------------|
|        |     |                 |  | 管理を推進できた。          | (19 年度以降、毎年 1 回実施)   |
|        |     |                 |  |                    | ・全職員を対象とした職場内人事評価研修  |
|        |     |                 |  |                    | (20年、21年)、係長級以下全職員を対 |
|        |     |                 |  |                    | 象とした職場グループワークの実施(22  |
|        |     |                 |  |                    | 年8月~9月)              |
|        |     |                 | 局長級を含め業績評価のための目標管理制                        | 係長以上全職員を対象にした、組織目  | ・係長級以上全職員への目標管理制度の実  |
|        |     | ②業績評価への目標管理制度の本 | 201111-3020                                | 標と連動した目標管理制度を導入する  | 施(18年4月)             |
|        |     | 格的実施            | (1) 民間企業や他の自治体の事例をよく分析                     | ことと、目標管理の達成度を活用して勤 | ・勤勉手当への成績率の実施        |
|        |     |                 | する   | 勉手当に成績率を導入することができ  | (課長代理級以上の職員)         |
|        |     |                 |  | たことにより、職員の勤務意欲向上につ | 18年12月分より実施          |
|        |     |                 | (2)係長級以上全職員を対象に組織目標と連                      | なげることができた。         | (係長級以下の職員)           |
|        |     |                 | 動した目標管理制度を本格に導入する                          |                    | 19 年 12 月分より実施       |
|        |     |                 | /O) 日播英田の法式皮よめた加油。 5 m さし                  |                    |                      |
|        |     |                 | (3)目標管理の達成度を給与処遇へ反映させ                      |                    |                      |
|        |     |                 | <b>న</b>                                   |                    |                      |
|        |     |                 | (4)評価結果は本人に開示する                            |                    |                      |
|        |     |                 |  |                    |                      |
|        |     |                 | (5)目標管理制度の本格実施により、組織目標                     |                    |                      |
|        |     |                 | の明確化・共有化を図り、十分な意思疎通                        |                    |                      |
|        |     |                 | のもと、目標の達成に向け組織が一体とな                        |                    |                      |
|        |     |                 | って主体的に業務運営を推進。職員全体の<br>勤務意欲の向上、組織の活性化につなげる |                    |                      |
|        |     |                 | (1)上司による、キャリア面接を年に 1 回実                    | 職員が自己申告書を記入し、上司と年  | ・自己申告制度の実施           |
| 2 キャリア | (職歴 | ①課長級以下職員のキャリア(職 | 施、キャリア開発シートを提出し、本人の                        | 1回面談することで、自身のキャリアに | (係長級職員)              |
| 提示) 開  |     | 歴提示) 開発制度の導入    | 希望を人事異動に反映させる                              | ついて考える機会が与えられ、職員の能 | 17年11月より実施           |
| 仕組みの   |     |                 | ルエとハチス場に入外とこの                              | 力開発の一助となっている。また、人事 | (係員)                 |
|        |     |                 | (2) キャリア開発シートに基づく上司との面                     | 異動に関しても、自己申告書を活用する | 18年11月より実施           |
|        |     |                 | 談を行っても疑問の残る職員の利用のため                        | ことで、より職員の意欲・適性をいかし | ・職員人材開発センターにキャリア相談窓  |
|        |     |                 | にキャリア相談窓口の設置を検討                            | た人事配置を行うことができるように  | 口を設置(19 年度~)         |
|        |     |                 |  | なった。               |                      |
|        |     |                 | (1) 研修全体のプログラム設計や運用を含め                     | 外部機関(人材)を積極的に活用しな  | ・18 年度~:研修メニューの見直しを実 |
| 3 研修制度 | ぎの見 | ①外部機関(人材)を活用した職 | 外部機関を必ず活用する                                | がら、研修メニューの見直しを図るとと | 施、外部機関を活用した研修プログラム   |
| 直し     |     | 員研修の見直し         |  | もに、所属ニーズ把握に基づいた所属支 | の設計、職場・所属研修支援の実施、一   |
|        |     |                 | (2)研修メニューの見直し                              | 援研修(講師派遣等)の充実実施、評価 | 律必修型の階層別研修をコンパクト化    |
|        |     |                 | ・職員ニーズに対応し、スキル(技術、技能)                      | 指標に基づく研修事業のPDCAサイ  | し、希望選択制研修を拡充及び派遣研修   |
|        |     |                 | 系・専門系研修の拡大。階層別研修のスリ                        | クルのプロセスを経た効果的な研修制  | を充実                  |

|    | 課題       | 具体的取組                     | 取組目標  | 5年間の取組成果  | 主な実績   |
|----|----------|---------------------------|---|---|--|
|    | <b>選</b> | ②キャリア(職歴提示)開発と研修<br>との連動化 | 収組目標  | 「人材育成基本方針」を策定し、研修制度と人事制度を連動させたうえでキャリア形成を意識した人材育成を進めることができた。また、職員研修所から職員人材開発センターへ組織改編し総合的な人材育成を実施、職員や職場の実践力を引き出すための各種事業を実施できた。 | <ul> <li>・18 年度:研修評価会議を設置し、研修事業のPDCAサイクルを確立</li> <li>・19 年度:研修効果測定について、新たな効果指標を作成</li> </ul> |
|    |          |                           | の連携をすすめ、総合的な人材育成を実施するとともに、人材の有効活用を図る。  (4) 研修をキャリア開発・人事制度に連動させることで、能力アップの動機付けを行い、職員の意欲を高める。 |   | ・自己啓発支援策の拡充(大学通信講座の拡充)(20年度~)  |
| IV | 政策形成過    | 程の高度化                     |   |   |  |
| 1  | 予算編成過程   | ①予算編成過程の公開等               | (1)予算編成過程の透明性確保のため新たに、<br>各局ごとの予算案調整、市長助役説明、市<br>長査定の際に予算資料の開示を行う                           | 予算編成過程の公開等を順次実施し、<br>行政としての説明責任を果たすことが<br>できるようになった。  | ・第 1 次財源配分案(17 年 9 月)、予算編成通知(17 年 9 月)、第 2 次財源配分案<br>(17 年 11 月)、市長ヒアリング資料の<br>公表            |
|    |          |                           | (2)公表資料の充実を図る   |   | (18年1月) (18年度予算編成で実施)<br>・18年度予算編成での試行実施を本格実   |

| Ē | 果 題    | 具体的取組           | 取組目標  | 5年間の取組成果                              | 主な実績                                  |
|---|--------|-----------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
|   |        |                 |   |                                       | 施、各局の予算編成過程(市長ヒアリン<br>グ資料)の公開(18年12月) |
|   |        |                 |   |                                       | (19 年度予算編成で実施)                        |
|   |        |                 |   |                                       | ・各局の予算編成過程(市長ヒアリング資                   |
|   |        |                 |   |                                       | 料)の公表(20年1月)、正副議長・運                   |
|   |        |                 |   |                                       | 営理事並びに各会派への提供資料の公                     |
|   |        |                 |   |                                       | 開(20年1月)(20年度予算編成から実                  |
|   |        |                 |   |                                       | 施)<br> ・重点予算枠について、17 年度成果を公           |
|   |        |                 |   |                                       | 表                                     |
|   |        |                 |   |                                       | ・予算編成方針と合わせて、重点予算の内                   |
|   |        |                 |   |                                       | 容や額の設定を公表(18年9月)                      |
|   |        |                 |   |                                       | ・当初予算プレス資料と合わせて、「重点                   |
|   |        |                 |   |                                       | 的に取組む主な施策」を公表(20 年 2  <br>  月)        |
|   |        |                 | <br>  (1)第三者委員会を中心に点検を行い、不必要  |                                       | グライン                                  |
| 2 | 審議会や第三 | ①審議会や第三者委員会のあり方 | なもの、機能していない委員会は廃止   | 針」の改正などの取組により、審議会等                    | を改正(18年4月)                            |
|   | 者委員会のあ | の見直しと情報公開       |   | 数の見直しや審議内容公開の徹底を図                     | ・指針の遵守状況に関する調査を半年毎に                   |
|   | り方の見直し |                 | (2)第三者委員会を中心に、活性化の方法を具  | ることができた。                              | 実施 (18年4月~)                           |
|   |        |                 | 体的に検討   | 審議会等設置数の見直し                           | ・審議会等の運営状況及び各局における指針の達成状況を公表(21年1月~)  |
|   |        |                 | <br>  (3)審議内容の迅速かつ全面的情報公開   | 番職会等設置数の発置し<br>18 年 4 月:197 審議会       | が建成状況を公衣(21 午 1 月~)                   |
|   |        |                 | (C) HIM I CO COLOR - THE COLOR IN THE COLOR | 22 年 10 月:143 審議会(▲54 見直し)            |                                       |
|   |        |                 | (4)同一委員による兼務は3つまでとする。ま  |                                       |                                       |
|   |        |                 | た、同一委員会での在任期間を4年以内と   |                                       |                                       |
|   |        |                 | する等のルールを確立  |                                       |                                       |
| V | 健全な労使関 | 関係の構築           |   |                                       |                                       |
|   |        |                 | (1)組合との関係について実態を明らかにす   | 実態調査の実施、交渉等に関するガイ                     | ・労使関係に関する実態調査の実施                      |
| 1 | 組合との関係 | ①組合との関係の明確化     | るための調査を実施   | ドラインの策定など組合との協議事項                     | 全職員に対するアンケート調査                        |
|   | の見直し   |                 |   | のルールを確立した。                            | (18年3月)など ウェススング (18年3月)など            |
|   |        |                 | (2)協議事項は勤務労働条件のみであることを当然の前提とする。今後は協議事項の具  | また、「ながら条例」(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例) | ・職員団体及び労働組合との交渉等に関するガイドラインの策定(18年6月)  |
|   |        |                 | 体化、協議の当事者・協議の場など協議ル   | の適正な運用を行い、関係規則の廃止を                    | ・「ながら条例」に基づき行った交渉につ                   |
|   |        |                 | ールを確立する。また、ルールを守らない   | 行うとともに、その運用状況について毎                    | いて、その職務免除の回数などを公開                     |
|   |        |                 | 職員は処分する。  | 年度、公表を実施することで、健全な労                    | (18年8月~)                              |

| 課題           | 具体的取組                    | 取組目標   | 5年間の取組成果   | 主な実績  |
|--------------|--------------------------|--|--|---|
|              |                          | (3)組合との意見交換のルールを明確にして<br>意見交換  | 使関係の構築の推進を図ることができた。  | ・適法な交渉の範囲を定める規則の廃止<br>(20年4月)   |
| 2 市民からの 頼の獲得 | ②組合との交渉・協議結果の情報<br>公開の徹底 | (1)組合との交渉のプロセスやスケジュール、<br>交渉結果を定期的な記者会見の場等で、総<br>務局長等が報告する。また、交渉結果は交<br>渉後原則として3日以内にホームページで<br>公開する<br>(2)全局長と区長は各職場における組合との<br>協議事項や組合活動と業務の関係につい<br>て、17年度中に調査し、市民に対して自ら<br>説明する | 組合との交渉内容等については 18 年 3 月以降、本市ホームページで公表を行っている。さらに 20 年 10 月からは交渉状況の公開を拡充し、従来からの市労連交渉に加え、単組本部との交渉をプレス公開するなど、組合との交渉・協議結果の情報公開の推進に取り組むことができた。 | ・職員団体及び労働組合との交渉内容の公表について基準を策定し、交渉について市ホームページで公開を実施(18年3月)(20年10月改訂)・労働組合との交渉内容等をホームページで公開(18年3月以降、局・区役所で順次実施) |